

○固定資産評価基準 昭和48年度基準【部分掲載】 (No.08 昭和47年12月28日告示第304号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)
昭和39年01月25日	自治省告示第 3号・一部改正	(現No.02)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一) ※償却資産のみ
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加：昭和46.12告示第236号)

第3節 宅地

第4節 塩田

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地等

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産にかかる評価の特例

第5節 経過措置 (追加：昭和47.12告示第304号)

第1章 土地 (略)

第2章 家屋

第1節 通則

一 家屋の評価

家屋の評価は、木造家屋及び木造家屋以外の家屋(以下「非木造家屋」という。)の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当りの価額に乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとする。

二 評点数の付設

各個の家屋の評点数は、当該家屋の再建築費評点数を基礎とし、これに家屋の損耗の状況による減点を行なつて付設するものとする。この場合において、家屋の状況に応じ必要があるものについては、さらに家屋の需給事情による減点を行なうものとする。

三 評点一点当りの価額の決定及び指示平均価額の算定

1 評点一点当りの価額の決定

評点一点当りの価額は、木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額に木造家屋又は非木造家屋の総床面積を乗じ、これをその付設総評点数(第2節又は第3節によつて付設した各個の木造家屋又は非木造家屋の評点数を合計した総評点数をいう。)で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、指示平均価額は、自治大臣が都道府県ごとに指定する市(以下本章において「指定市」という。)にあつては、自治大臣が算定し、都道府県知事を経由して指定市の長に指示するものにより、指定市以外の市町村にあつては、自治大臣の指示に基づき、都道府県知事が算定し、市町村長に指示するものによるものとする。

2 指定市の指示平均価額の算定

自治大臣は、木造家屋又は非木造家屋の別に、次により、指定市の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して、指定市の家屋の指示平均価額を算出するものとする。

(1) 指定市の長は、自治大臣の指示に基づき、当該市に所在する家屋を構造、程度等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準的な家屋を基準家屋として選定するものとする。

(2) 指定市の長は、基準家屋について固定資産評価基準によつて付設した評点数及び当該基準家屋の前年度の評価額その他自治大臣の指示する事項を都道府県知事を経由して自治大臣に申し出るものとする。

(3) 自治大臣は、指定市の長が申し出た基準家屋の評点数について検討し、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、当該評点数について所要の調整を行なうものとする。

(4) 自治大臣は、指定市に所在する家屋について、次により、在来分の家屋(新增分の家屋以外の家屋をいう。)及び新增分の家屋(当該年度において新たに課税の対象となる家屋をいう。)の別に、総評価見

込額を算出し、これを合計して指定市の家屋の総評価見込額を算出するものとする。

ア 在来分の家屋の総評価見込額の算出

(7) (2)によつて指定市の長が申し出た在来分の基準家屋の評点数 ((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)に、自治大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘じ、当該基準家屋の評価見込額を求めるものとする。この場合において、自治大臣が定める率は「**昭和37年1月現在の**資材費、労務費及び建築工事に直接必要とする諸経費等の工事原価(以下「工事原価」という。)に相当する費用の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する当該指定市における物価水準の割合」と「家屋の再建築費のうち、工事原価に相当する費用に対する当該費用以外の費用の割合に一を加えた数値」とを相乗した率を基礎として定めるものとする。(一部改正:昭47.12告示第304号)

(イ) (7)によつて求めた基準家屋の評価見込額の前年度の評価額に対する割合を求める。

(ウ) 指定市に所在する在来分の家屋を(イ)の割合が同様であると認められる家屋ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、(1)によつて区分した家屋の区分ごとに認定するものとするが、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、これらを合わせ、一の家屋の区分に属するものうちで当該割合が異なると認められるものがあるときは、当該割合が異なるものごとに区分する。

(エ) (イ)の割合が同様であると認められる家屋の区分ごとに、その前年度の評価額の合計額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該区分にかかる家屋の評価見込額を算出する。

(オ) (エ)によつて算出した家屋の各区分にかかる評価見込額を合計して在来分の家屋の総評価見込額を算出する。

イ 新增分の家屋の総評価見込額の算出

(7) (2)によつて指定市の長が申し出た新增分の基準家屋の単位床面積当り評点数 ((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)にアの(7)の自治大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘じ、当該家屋にかかる単位床面積当り評価見込額を求めるものとする。

(イ) 当該指定市における評点付設の状況を検討し、新增分の家屋を基準家屋に類似する家屋ごとに区分する。

(ウ) (7)の基準家屋の単位床面積当り評価見込額を基礎として求めた単位床面積当り評価見込額に(イ)によつて区分された家屋の床面積を乗じて当該区分にかかる家屋の評価見込額を算出する。

(エ) (ウ)によつて算出された家屋の各区分にかかる評価見込額を合計して新增分の家屋の総評価見込額を算出する。

(5) (4)によつて自治大臣が算出した総評価見込額と当該指定市の長が固定資産評価基準によつて付設する見込総評点数を一円に乘じて得た額とが相違する場合において、その相違が自治大臣が総評価見込額を算出するに当つて用いた(4)のアの(7)の自治大臣が定める率にかかるものである場合を除き、自治大臣は、当該指定市における家屋の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは当該指定市における見込総評点数を基礎として総評価見込額を修正するものとする。

3 指定市以外の市町村の指示平均価額の算定

(1) 都道府県知事は、指定市以外の市町村について、木造家屋又は非木造家屋の別に、2と同様の方法によつて、市町村の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して当該市町村の木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額を算定するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)によつて算定した市町村の指示平均価額及びその算定の基礎を自治大臣に報告するものとする。

(3) 自治大臣は、(2)によつて都道府県知事が報告した指示平均価額及びその算定の基礎を検討し、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、指示平均価額について所要の修正を行なうよう関係都道府県知事に指示するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)による自治大臣の指示があつた場合においては、その指示に基づき、関係市町村の指示平均価額について、所要の修正を行なうものとする。

四 増築された家屋の評価

一棟(ハ)の家屋に増築された部分があるときは、当該家屋を増築された部分とその他の部分とに区分して評点数を付設するものとする。ただし、実情に応じ増築された部分とその他の部分とに区分することが困難であると認められる場合等においては、これを区分しないで評点数を付設してもさしつかえないものとする。

五 非課税部分等のある家屋の価値の区分

一棟(ハ)の家屋について固定資産税を課することができる部分とこれを課することができない部分とがある場合その他一棟(ハ)の家屋の価額を二以上の部分に区分して求める必要がある場合においては、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めるものとする。ただし、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めることが困難であると認められるときは、当該家屋の価額をそれぞれの部分の占める床面積の割合その他それぞれの部分の価額を求めるのに適当と認められる基準によつてあん分してそれぞれの部分の価額を求めるものとする。

六 再建築費評点基準表の補正等

1 市町村長は、「木造家屋再建築費評点基準表」(別表第8)(以下「木造家屋評点基準表」という。)又は「非木造家屋再建築費評点基準表」(別表第12)(以下「非木造家屋評点基準表」という。)を当該市町村に所在する家屋について適用する場合において木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の補正を行ない、これを適用することができるものとする。

2 市町村長は、当該市町村に所在する家屋で当該家屋の構造等からみて木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を適用して評価することが困難なものがあるとき、又は適当でないものがあるときは、当該家屋の構造、様式、施工量等の実態に応じ、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表の例によつて当該家屋にかかる木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を作成してこれを適用するものとする。

七 建築設備の評価

家屋の所有者が所有する電気設備(ネオンサイン、投光器、スポットライト、電話機、交換機及びタイム

レコーダー等を除く。)、ガス設備、衛生設備、給排水設備、温湿度調和設備、消火設備、避雷設備、運搬設備、塵芥(じんがい)処理設備等の建築設備で当該家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつていているものについては、家屋に含めて評価するものとする。

第2節 木造家屋

一 評点数の算出方法

木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該木造家屋について需給事情による減点を行なう必要があると認めるときは、当該木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

[算式]

評点数＝再建築費評点数×木造家屋経年減点補正率

[木造家屋経年減点補正率によることができない場合又はこれによることが適当でない場合にあつては、評点数＝(部分別再建築費評点数×木造家屋部分別損耗減点補正率)の合計又は評点数＝再建築費評点数×木造家屋総合損耗減点補正率]

二 再建築費評点数の算出方法

木造家屋の再建築費評点数は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。この場合において、木造家屋評点基準表の1及び2の(1)から(10)までにかかるもののそれぞれについては、当該市町村において適用すべき木造家屋評点基準表を定め、当該木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求めるものとする。(後段削除:昭47.12告示第304号)

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

[木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用にあつては、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。

- (1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。この場合において、木造家屋評点基準表のうち1及び2の(1)から(10)までにかかるものについては、当該市町村において適用するものとされている木造家屋評点基準表を適用するものとする。ただし、当該市町村に所在する木造家屋の構造の状況からみて必要があるときは、当該市町村に所在する木造家屋の構造の状況に応じ、当該市町村以外の市町村において適用するものとされている木造家屋評点基準表のうちから当該市町村において適用すべきを定めて適用することができるものとする。(後段削除:昭47.12告示第304号)
- (2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物にかかる木造家屋評点基準表を適用するものとする。
- (3) 一棟(ん)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分

木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部分別	内 容
(1) 屋 根	建物の覆蓋(か)を構成する屋根小屋組、屋根仕上及び屋根葺(ふき)下地をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 ア 屋根小屋組 種 別 内 容 (ア) 和小屋組 敷桁(げた)、小屋梁(はり)(二重梁(はり)、飛梁(はり)を含む。)小屋束(つか)、小屋貫(ぬき)、火打梁(はり)、小屋筋違(かい)、母(も)屋、棟(むね)木、隅(すみ)木、谷木、檼(たるき) (イ) 洋小屋組 敷桁(げた)、陸梁(ろくはり)、(梁(はり)狭、二重梁(はり)、火打梁(はり)を含む。)、合掌(しょう)、真束(つか)、対束(つか)、方杖(づえ)、小屋筋違(かい)、母(も)屋、棟(むね)木、谷木、檼(たるき) イ 屋根葺(ふき)仕上及び屋根葺(ふき)下地 裏板(野地板又は野地小舞(まい)、土居葺(ぶき)、(柿板(こけらいた)、檜板(ひのきた)、杉板(すざいた)、防水紙)、瓦棧(かわらざん)、土留棧(どん)、葺(ふき)土、屋根面葺(ぶき)仕上材料、(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)
(2) 基 礎	建物を支える建物の基脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 種 別 内 容 (ア) 準備工事 敷地整理、水盛(もり)、遺方(やりかた)、根伐(ねばた)

	(イ) 地業工事 (ウ) 基礎工事	砂利地業、割栗(くり)地業 石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分
(3) 外 壁	建物の外周壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。	
	種 別	内 容
	(ア) 真壁構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂漆喰(くい)、人造石塗その他各種板材等)
	(イ) 大壁構造	木摺(かり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(くい)、人造石塗その他各種板材等)
(4) 柱	建物の壁体骨組を構成する部分のうち柱及び土台の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。	
	種 別	内 容
	(ア) 土 台	側土台、内部間仕切土台、火打土台
	(イ) 柱	通柱、管柱、間柱
	(ウ) その他	筋違(かじ)、方杖(づえ)、胴差
(5) 内 壁	間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。	
	種 別	内 容
	(ア) 真壁構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂漆喰(くい)、人造石塗その他各種板材等)
	(イ) 大壁構造	木摺(かり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(くい)、人造石塗その他各種板材等)
(6) 天 井(じょう)	天井(じょう)面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。	
	種 別	内 容
	(ア) 塗天井(じょう)	釣(つり)木受、釣(つり)木、裏棧(ざん)、野縁、木摺(かり)、塗材料(漆喰(くい)、プaster等)
	(イ) 竿(さお)縁天井(じょう)	釣(つり)木受、釣(つり)木、廻(まわ)り縁、竿(さお)縁、野縁、天井(じょう)板
	(ウ) 格(ごう)天井(じょう)	釣(つり)木受、釣(つり)木、廻(まわ)り縁、格(ごう)縁、野縁、鏡板、塗装
(7) 造 作	建物の装飾等の目的をもつて各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 敷居、鴨(かも)居、長押(ながし)、釣束(つか)、楣(まぐさ)、窓台、付鴨(か)居、畳寄、中束(なか)、無目、上枠(か)、壁枠(か)、下枠(か)、欄間、手摺(かり)、床間(書院、脇床を含む。)	
(8) 床	叩(たたき)床、転(ころばし)床、束(つか)立床及び階上床をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。	
	種 別	内 容
	(ア) 叩(たたき)床	地盤面に直接割栗(くり)石を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上などを施したもの。
	(イ) 転(ころばし)床	玉石又はコンクリート叩(たたき)の上根太を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。
	(ウ) 束(つか)立床	束(つか)石、床束(つか)、根柵(ねさ)貫(ぬき)、大引、大引受、根太、足固、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
	(エ) 階上床	梁(はり)、台輪、火打、方杖(づえ)、根太、床板、床面仕上材料(畳板張等)
(9) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(じ)、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口戸等をいう。	
(10) その他工事	(1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひさし)、樋(とい)、及び階段等がこれに含まれる。	
(11) 建築設備	電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備等家屋に付属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。	

4 評点項目及び標準評点数

- (1) 「評点項目」は、木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当り施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設にあつては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。
- (2) 標準評点数は、**昭和37年1月現在の東京都(特別区の区域)**における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一円を一点として表わしているものであるから、各市町村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用するものとする。(一部削除：昭47.12告示第304号)
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一以上に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつ

て平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

5 補正項目及び補正係数

(1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」の欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によって標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度をこえて補正係数を決定するものとする。

(2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものであるものとする。

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 再建築費評点数の算出方法の特例

市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の状況からみて特に必要があると認めるときは、次によつて、構造、規模等の別に区分して定めた再建築費評点基準表によつて各個の木造家屋の再建築費評点数を付設することができるものとする。

1 当該市町村に所在する木造家屋をその実態に応じ構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定めるものとする。

2 標準木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設するものとする。

3 次によつて比準木造家屋（標準木造家屋と同一の区分に属し、当該標準木造家屋の再建築費評点数に基づいて再建築費評点数を付設する木造家屋をいう。）にかかる再建築費評点基準表を定めるものとする。

(1) 2 によつて付設した標準木造家屋の再建築費評点数に基づいて当該標準木造家屋の各部分別の評点項目ごとに標準評点数を定めるものとする。

(2) 当該市町村において適用する木造家屋評点基準表に基づいて、比準木造家屋と標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違に応じ、比準木造家屋について当該標準木造家屋の標準評点数を補正するために必要な補正増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補正係数を定めるものとする。

(3) (1) によつて定めた標準木造家屋の標準評点数及び(2) によつて定めた比準木造家屋に適用する補正増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補正係数に基づいて比準木造家屋にかかる再建築費評点基準表を定めるものとする。

4 比準木造家屋にかかる再建築費評点基準表によつて各個の比準木造家屋の再建築費評点数を付設するものとする。

三の二 比準評価の方法による再建築費評点数の算出方法の特例（第三の二項追加：昭和41年10月告示第142号）

市町村長は、当該市町村に所在する木造家屋の状況に応じ、二又は三によるほか、次によつて各個の木造家屋の再建築費評点数を付設することができるものとする。

1 当該市町村に所在する木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として選定するものとする。

2 標準木造家屋について、二又は三によつて再建築費評点数を付設するものとする。

3 標準木造家屋以外の木造家屋で当該標準木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの（以下「比準木造家屋」という。）の再建築費評点数は、当該比準木造家屋と当該標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準木造家屋の再建築費評点数に比準して付設するものとする。

四 損耗の状況による減点補正率の算出方法

木造家屋の損耗による減点補正率は、「木造家屋経年減点補正率基準表」（別表第9）によつて求めるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて木造家屋経年減点補正率基準表によつて損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でない認められる場合又は当該木造家屋の経過年数が明確でない等の事由により木造家屋経年限定減点補正率基準表によることができない場合においては、「木造家屋部分別損耗減点補正率基準表（別表第10）又は「木造家屋総合損耗減点補正率基準表」（別表第11）によつて求めるものとする。

木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

(1) 経過年数に応ずる減点補正率（以下本節において「経年減点補正率」という。）は、通常の維持管理を行なうものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、木造家屋の構造区分及びその単位床面積当り再建築費評点数の区分に従い、木造家屋経年減点補正率基準表に示されている当該木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。

(2) 木造家屋の損耗が積雪又は寒冷によつて増大する地域に属する市町村に所在する木造家屋の経年減点補正率は、木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、自治大臣が当該市町村について定める積雪地域又は寒冷地域の級地の区分に応じ次表に掲げる率（当該市町村が積雪地域又は寒冷地域に該当するときは、それぞれの率を合計して得た率とし、その率が百分の二十五をこえるときは百分の二十

五とする。)を一から控除して得られる補正率を乗じたものによるものとする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十に止めるものとする。

級地区分	率	積雪地域の率	寒冷地域の率
1級地		百分の七	百分の五
2級地		百分の十	百分の八
3級地		百分の十二	百分の十
4級地		百分の十五	百分の十三
5級地		百分の十七	百分の十五
6級地		百分の二十	＝
7級地		百分の二十二	＝
8級地		百分の二十五	＝

(一部改正:昭44.12告示第201号、全改:昭47.12告示第304号)

- (3) 経過年数が一年未満であるとき、又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(む)の木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれの部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」をいう。)による補正は、各部分別の損耗の現況を建築当初の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めた木造家屋の損耗を減点して補正するものであつて、損耗減点補正率は、市町村の実情に応じ、木造家屋部分別損耗減点補正率基準表又は木造家屋総合損耗減点補正率基準表のいずれか一によつて求めるものとする。
- (2) 木造家屋部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に損耗減点補正率を求めるにあつては、次によるものとする。
- ア 部分別の損耗減点補正率は、木造家屋の各部分ごとに当該部分を通ずる損耗の状況に応じ、一の損耗減点補正率を求める。
- イ 一の部分に二以上の使用資材の種別に該当する工事が施工されているときは、その異なる各工事ごとの損耗の状況に応ずる損耗減点補正率、当該工事の施工部分が当該部分の全体に占める割合等を基礎として部分別の損耗減点補正率を求める。
- (3) 木造家屋総合損耗減点補正率基準表によつて、木造家屋の損耗減点補正率を求める場合においては、当該木造家屋の全体を通ずる損耗の状況に応じ、木造家屋総合損耗減点補正率基準表に示されている損耗減点補正率の範囲において該当する損耗減点補正率を求めるものとする。

五 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている木造家屋、所在地域の状況によりその価格が減少すると認められる木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第3節 非木造家屋

一 評点数の算出方法

非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該非木造家屋について需給事情による減点を行なう必要があると認めるときは、当該非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

[算式]

評点数＝再建築費評点数×非木造家屋経年減点補正率

[非木造家屋経年減点補正率によることのできない場合又はこれによるとが適当でない場合にあつては、
評点数＝(部分別再建築費評点数×非木造家屋部分別損耗減点補正率)の合計]

二 再建築費評点数の算出方法

非木造家屋の再建築費評点数は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

非木造家屋の再建築費評点数は、次の「非木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

[非木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用にあつては、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。

- (1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。
- (2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物にかかる非木造家屋評点基準表を適用するものとする。
- (3) 一棟の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、

それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分（階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。）の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部分別	内 容
(1) 主体構造部	(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、これを鉄筋で補強し、その外部に仮枠(わく)を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体、床版、小屋組、屋根版等の主体構造部分をいう。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、その外部に仮枠(わく)を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体、床版、小屋組、屋根版等の主体構造部分をいう。 (鉄骨造) 形鋼と鋼板とを組合せ、鉚(ひょう)接又は溶(よ)接によつて構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体、小屋組、屋根版等の主体構造部分をいう。 (れんが、コンクリートブロック造) れんが又はコンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、通常鉄筋で補強した基礎、壁体、床、小屋組、屋根版等の主体構造部分をいう。
(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根伐(ざい)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭(くい)打地業、潜函(か)地業及び割栗(くり)地業等をいう。
(3) 外周壁骨組	建物の外周壁の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(5) 外部仕上	建物の外周壁の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 内部仕上	建物の内周壁の仕上部分とその下地部分をいう。
(7) 床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(8) 天井(じょう)仕上	天井(じょう)の仕上部分とその下地部分をいう。
(9) 屋根仕上	建物の覆蓋(がい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組、屋根版等を除いた屋根葺(ぶ)下地、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(わく)並びにスチールシャッター等をいう。
(11) 特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(すり)摺等に別に装飾を施したものをいう。
(12) 建築設備	電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備等家屋に付属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(13) 仮設工事	敷地の仮囲、水盛(もり)、遣方(やりかた)、足場、工事仮事務所等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(14) その他の工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

(一部改正: 昭47.12告示第304号)

4 評点項目及び標準評点数

(1) 「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点表を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当り施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設にあつては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。

(2) 標準評点数は、昭和37年1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一元を一点として表しているものであるから、各市町村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用するものとする。(一部改正: 昭47.12告示第304号)

(3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分の二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

【算式例】

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

(4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、各部分の使用資材等の数量が明確なときは、該当標準評点数及び当該数量を基礎として当該部分の再建築費評点数を求めるものとする。この場合において、5 に基づく補正係数による補正は、施工の程度に応ずる必要な補正を行なうものとする。

5 補正項目及び補正係数

(1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている

工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている該当補正係数によって標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度をこえて補正係数を決定するものとする。

(2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

二の二 比準評価の方法による再建築費評点数の算出方法の特例 (第二の二項追加：昭41.10告示142号)

市町村長は、当該市町村に所在する非木造家屋の状況に応じ、二によるほか、次によつて各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設することができるものとする。

1 当該市町村に所在する非木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として選定するものとする。

2 標準非木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設するものとする。

3 標準非木造家屋以外の非木造家屋で当該標準非木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下「比準非木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準非木造家屋と当該標準非木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準非木造家屋の再建築費評点数に比準して付設するものとする。

三 損耗の状況による減点補正率の算出方法

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、「非木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第13)によつて求めるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて非木造家屋経年減点補正率基準表によつて損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でないと認められる場合又は当該非木造家屋の経過年数が明確でない等の事由により非木造家屋経年減点補正率基準表によることができない場合においては、当該非木造家屋の部分別に「非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表」(別表第14)によつて求めるものとする。

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

(1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。)は、通常の維持管理を行なうものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、非木造家屋の構造部分に従い、非木造家屋経年減点補正率基準表に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。

(2) 経過年数が一年未満であるとき、又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。

(3) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟[むね]の非木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれ部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該非木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

(1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」という。)による補正は、各部分別の損耗の現況を建築当初の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めた非木造家屋の損耗を減点して補正するものであつて、損耗減点補正率は、非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に求めるものとする。この場合において、損耗減点補正率は、当該損耗の状況に応じ、非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表に示されている損耗減点補正率の範囲において該当する損耗減点補正率を求めるものとする。

(2) 一の部分において損耗の程度が異なつている場合等における当該部分の損耗減点補正率は、それぞれの当該部分の全体に占める割合をそれぞれの損耗の状況に応ずる損耗減点補正率表に乗じて得た数値の合計数値によるものとする。

四 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている非木造家屋、所在地域状況によりその価額が減少すると認められる非木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第4節 経過措置 (全改：昭47.12告示第304号)

一 固定資産税に係る昭和48年度における在来分の家屋の評価に限り、第1節から前節までによつて求めた家屋の価額が、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件(昭和47年自治省告示第304号)による改正前のこの章の規定によつて求めた家屋の価額(沖縄県の区域内の市町村に所在する家屋にあつては、沖縄の復帰に伴う地方税法の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第161号)第13条第8項の規定により読み替へて適用される地方税法第403条第1項の規定により、沖縄の市町村税法(1954年立法第64号)第83条第1項の固定資産評価基準に準じて決定された当該家屋の昭和47年度の価額。以下「当該家屋の昭和47年度の価額」という。)をこえるものについては、当該家屋の昭和47年度の価額によつてその価額を求めるものとする。

二 市町村長は、一によつて固定資産税に係る昭和48年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税上きわめて不相当と認められる場合においては、第1節から前節までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の昭和47年度の価額を著しくこえない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

三 固定資産税に係る昭和48年度における新增分の家屋の評価に限り、第1節から前節までによつて求めた家屋の価額が第1節から前節まで又は一若しくは二によつて求める在来分の家屋の価額との間で著しく均衡を失すと認められる場合においては、第1節から前節まで又は一若しくは二によつて求めた在来分の家屋の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

四 固定資産税に係る昭和48年度から昭和50年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当りの価額は、第1節三にかかわらず、自治大臣が別に指示する金額を基礎として市町村長が定めるものとする。

第3章 償却資産【略】

- 別表第1 田の比準表 (略)
- 別表第2 畑の比準表 (略)
- 別表第3 画地計算法 (略)
- 別表第4 宅地の比準表 (略)
- 別表第5 温泉地指数表 (略)
- 別表第6 ゆう出量指数表 (略)
- 別表第7 山林の比準表 (略)

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物普通建(関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県をいう。以下同様とする。)の市町村において適用するもの。) (全改：昭47.12告示第304号)

※別冊「別表File現2」参照

2 専用住宅用建物普通建(関東地方の市町村において適用するもの以外のもの。)及び専用住宅用建物普通建以外の建物 (全改：昭47.12告示第304号)

自治大臣は、次に掲げる建物について、1 専用住宅用建物普通建(関東地方の市町村において適用するもの。)の例によつて、それぞれ、北海道地方、東北地方及び北陸地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。)一関東地方、東海地方及び近畿地方(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。)、中国地方及び四国地方(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域をいう。)並びに九州地方(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。)の別に、当該各地方の市町村において適用すべきの例によつて、木造家屋建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

(1) 専用住宅用建物普通建(1 専用住宅用建物普通建(関東地方の市町村において適用するもの。)にかか
るものを除く。)

- (1) 専用住宅用建物町家建 (不明)
- (2) 専用住宅用建物長屋建 (不明)
- (3) 共同住宅用建物 (不明)
- (4) 寮宿舎用建物 (不明)
- (5) 併用住宅用建物 (不明)
- (6) 漁業者住宅用建物 (不明)
- (7) 農家住宅用建物 (不明)
- (8) 養蚕住宅用建物 (不明)
- (9) 蚕室用建物 (不明)
- (10) 酪農舎用建物 (不明)
- (11) 煙草乾燥場用建物 (不明)
- (12) ホテル用建物 (不明)
- (13) 普通旅館、料亭(てい)用建物 (不明)
- (14) 団体旅館用建物 (不明)
- (15) 簡易旅館用建物 (不明)
- (16) 待合用建物 (不明)
- (17) 事務所用建物 (不明)
- (18) 銀行用建物 (不明)
- (19) 店舗用建物 (不明)
- (20) 劇場用建物 (不明)
- (21) 映画館用建物 (不明)
- (22) 公衆浴場用建物 (不明)
- (23) 病院用建物 (不明)
- (24) 工場用建物 (不明)
- (25) 倉庫用建物 (不明)
- (26) 付属家用建物 (不明)
- (27) 簡易付属家用建物 (不明)
- (28) 土蔵用建物 (不明)

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寮宿舎及び併用住宅用建物 (全改：昭47.12告示第304号)

編者注：以下改正部分の下野線省略

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分			
15,000点未満	15,000点以上25,000点未満	25,000点以上39,000点未満	39,000点以上

経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.68	4	0.68	4	0.69
5	0.62	5	0.65	5	0.67	5	0.67
6	0.58	6	0.63	6	0.65	6	0.66
7	0.55	7	0.60	7	0.63	7	0.65
8	0.51	8	0.58	8	0.61	8	0.63
9	0.47	9	0.56	9	0.60	9	0.62
10	0.43	10	0.53	10	0.58	10	0.61
11	0.39	11	0.51	11	0.56	11	0.59
12	0.35	12	0.49	12	0.55	12	0.58
13	0.32	13	0.46	13	0.53	13	0.57
14	0.28	14	0.44	14	0.51	14	0.55
15	0.24	15	0.41	15	0.49	15	0.54
16以上	0.20	16	0.39	16	0.48	16	0.52
		17	0.37	17	0.46	17	0.51
		18	0.34	18	0.44	18	0.50
		19	0.32	19	0.42	19	0.48
		20	0.30	20	0.41	20	0.47
		21	0.27	21	0.39	21	0.46
		22	0.25	22	0.37	22	0.44
		23	0.22	23	0.36	23	0.43
		24以上	0.20	24	0.34	24	0.42
				25	0.32	25	0.40
				26	0.30	26	0.39
				27	0.29	27	0.38
				28	0.27	28	0.36
				29	0.25	29	0.35
				30	0.24	30	0.34
				31	0.22	31	0.32
				32以上	0.20	32	0.31
						33	0.30
						34	0.28
						35	0.27
						36	0.25
						37	0.24
						38	0.23
						39	0.21
						40以上	0.20

2 漁業者住宅、農家住宅及び養蚕住宅用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分											
17,000点未満			17,000点以上30,000点未満			30,000点以上39,000点未満			39,000点以上		
経過年数	経年減点補正率		経過年数	経年減点補正率		経過年数	経年減点補正率		経過年数	経年減点補正率	
1	0.80		1	0.80		1	0.80		1	0.80	
2	0.75		2	0.75		2	0.75		2	0.75	
3	0.70		3	0.70		3	0.70		3	0.70	
4	0.66		4	0.68		4	0.68		4	0.69	
5	0.62		5	0.65		5	0.67		5	0.67	
6	0.58		6	0.63		6	0.65		6	0.66	
7	0.55		7	0.60		7	0.63		7	0.65	
8	0.51		8	0.58		8	0.61		8	0.63	
9	0.47		9	0.56		9	0.60		9	0.62	
10	0.43		10	0.53		10	0.58		10	0.61	
11	0.39		11	0.51		11	0.56		11	0.59	
12	0.35		12	0.49		12	0.55		12	0.58	
13	0.32		13	0.46		13	0.53		13	0.57	
14	0.28		14	0.44		14	0.51		14	0.55	
15	0.24		15	0.41		15	0.49		15	0.54	
16以上	0.20		16	0.39		16	0.48		16	0.52	
			17	0.37		17	0.46		17	0.51	
			18	0.34		18	0.44		18	0.50	
			19	0.32		19	0.42		19	0.48	
			20	0.30		20	0.41		20	0.47	
			21	0.27		21	0.39		21	0.46	
			22	0.25		22	0.37		22	0.44	
			23	0.22		23	0.36		23	0.43	
			24以上	0.20		24	0.34		24	0.42	
						25	0.32		25	0.40	
						26	0.30		26	0.39	
						27	0.29		27	0.38	
						28	0.27		28	0.36	
						29	0.25		29	0.35	
						30	0.24		30	0.34	
						31	0.22		31	0.32	

32以上	0.20	32	0.31
		33	0.30
		34	0.28
		35	0.27
		36	0.25
		27	0.24
		28	0.23
		39	0.21
		40以上	0.20

3 ホテル、旅館、料亭(てい)及び待合用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分									
15,000点未満		15,000点以上 25,000点未満		25,000点以上 39,000点未満		39,000点以上 49,000点未満		49,000点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.56	4	0.67	4	0.68	4	0.68	4	0.69
5	0.51	5	0.64	5	0.66	5	0.67	5	0.67
6	0.47	6	0.61	6	0.64	6	0.65	6	0.66
7	0.42	7	0.58	7	0.62	7	0.64	7	0.65
8	0.38	8	0.55	8	0.60	8	0.62	8	0.63
9	0.34	9	0.52	9	0.58	9	0.61	9	0.62
10	0.29	10	0.49	10	0.56	10	0.59	10	0.61
11	0.25	11	0.46	11	0.54	11	0.58	11	0.59
12以上	0.20	12	0.44	12	0.52	12	0.56	12	0.58
		13	0.41	13	0.50	13	0.55	13	0.57
		14	0.38	14	0.48	14	0.53	14	0.55
		15	0.35	15	0.46	15	0.52	15	0.54
		16	0.32	16	0.44	16	0.50	16	0.52
		17	0.29	17	0.42	17	0.49	17	0.51
		18	0.26	18	0.40	18	0.47	18	0.50
		19	0.23	19	0.38	19	0.46	19	0.48
		20以上	0.20	20	0.36	20	0.44	20	0.47
				21	0.34	21	0.43	21	0.46
				22	0.32	22	0.41	22	0.44
				23	0.30	23	0.40	23	0.43
				24	0.28	24	0.38	24	0.42
				25	0.26	25	0.37	25	0.40
				26	0.24	26	0.35	26	0.39
				27	0.22	27	0.34	27	0.38
				28以上	0.20	28	0.32	28	0.36
						29	0.31	29	0.35
						30	0.29	30	0.34
						31	0.28	31	0.32
						32	0.26	32	0.31
						33	0.25	33	0.30
						34	0.23	34	0.28
						35	0.22	35	0.27
						36以上	0.20	36	0.25
								37	0.24
								38	0.23
								39	0.21
								40以上	0.20

4 事務所、銀行及び店舗用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分							
15,000点未満		15,000点以上 25,000点未満		25,000点以上 39,000点未満		39,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.8	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.68	4	0.68	4	0.69
5	0.63	5	0.66	5	0.67	5	0.68
6	0.59	6	0.63	6	0.65	6	0.66
7	0.56	7	0.61	7	0.64	7	0.65
8	0.52	8	0.59	8	0.62	8	0.64
9	0.49	9	0.57	9	0.61	9	0.63
10	0.45	10	0.55	10	0.59	10	0.62
11	0.41	11	0.53	11	0.58	11	0.60
12	0.38	12	0.50	12	0.56	12	0.59
13	0.34	13	0.48	13	0.54	13	0.58

14	0.31	14	0.46	14	0.53	14	0.57
15	0.27	15	0.44	15	0.51	15	0.55
16	0.24	16	0.42	16	0.50	16	0.54
17以上	0.20	17	0.40	17	0.48	17	0.53
		18	0.37	18	0.47	18	0.52
		19	0.35	19	0.45	19	0.51
		20	0.33	20	0.43	20	0.49
		21	0.31	21	0.42	21	0.48
		22	0.29	22	0.40	22	0.47
		23	0.27	23	0.39	23	0.46
		24	0.24	24	0.37	24	0.45
		25	0.22	25	0.36	25	0.43
		26以上	0.20	26	0.34	26	0.42
				27	0.33	27	0.41
				28	0.31	28	0.40
				29	0.29	29	0.39
				30	0.28	30	0.37
				31	0.26	31	0.36
				32	0.25	32	0.35
				33	0.23	33	0.34
				34	0.22	34	0.32
				35以上	0.20	35	0.31
						36	0.30
						27	0.29
						28	0.28
						39	0.26
						40	0.25
						41	0.24
						42	0.23
						43	0.22
						44以上	0.20

5 劇場、映画館及び病院用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分							
15,000点未満		15,000点以上 25,000点未満		25,000点以上 39,000点未満		39,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.66	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.64	6	0.65
7	0.55	7	0.58	7	0.62	7	0.64
8	0.51	8	0.55	8	0.60	8	0.62
9	0.47	9	0.52	9	0.58	9	0.61
10	0.43	10	0.49	10	0.56	10	0.59
11	0.39	11	0.46	11	0.54	11	0.58
12	0.35	12	0.44	12	0.52	12	0.56
13	0.32	13	0.41	13	0.50	13	0.55
14	0.28	14	0.38	14	0.48	14	0.53
15	0.24	15	0.35	15	0.46	15	0.52
16以上	0.20	16	0.32	16	0.44	16	0.50
		17	0.29	17	0.42	17	0.49
		18	0.26	18	0.40	18	0.47
		19	0.23	19	0.38	19	0.46
		20以上	0.20	20	0.36	20	0.44
				21	0.34	21	0.43
				22	0.32	22	0.41
				23	0.30	23	0.40
				24	0.28	24	0.38
				25	0.26	25	0.37
				26	0.24	26	0.35
				27	0.22	27	0.34
				28以上	0.20	28	0.32
						29	0.31
						30	0.29
						31	0.28
						32	0.26
						33	0.25
						34	0.23
						35	0.22
						36以上	0.20

6 浴場用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分			
22,000点未満	22,000点以上 30,000点未満	30,000点以上 39,000点未満	39,000点以上

経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.55	7	0.58	7	0.60	7	0.62
8	0.51	8	0.55	8	0.58	8	0.60
9	0.47	9	0.52	9	0.56	9	0.58
10	0.43	10	0.49	10	0.53	10	0.56
11	0.39	11	0.46	11	0.51	11	0.54
12	0.35	12	0.44	12	0.49	12	0.52
13	0.32	13	0.41	13	0.46	13	0.50
14	0.28	14	0.38	14	0.44	14	0.48
15	0.24	15	0.35	15	0.41	15	0.46
16以上	0.20	16	0.32	16	0.39	16	0.44
		17	0.29	17	0.37	17	0.42
		18	0.26	18	0.34	18	0.40
		19	0.23	19	0.32	19	0.38
		20以上	0.20	20	0.30	20	0.36
				21	0.27	21	0.34
				22	0.25	22	0.32
				23	0.22	23	0.30
				24以上	0.20	24	0.28
						25	0.26
						26	0.24
						27	0.22
						28以上	0.20

7 工場及び倉庫用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分									
8,000点未満		8,000点以上 10,000点未満		10,000点以上 13,000点未満		13,000点以上 17,000点未満		17,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.52	4	0.66	4	0.67	4	0.64	4	0.68
5	0.44	5	0.62	5	0.64	5	0.61	5	0.67
6	0.36	6	0.58	6	0.61	6	0.58	6	0.65
7	0.28	7	0.55	7	0.58	7	0.55	7	0.63
8以上	0.20	8	0.51	8	0.55	8	0.52	8	0.61
		9	0.47	9	0.52	9	0.56	9	0.60
		10	0.43	10	0.49	10	0.54	10	0.58
		11	0.39	11	0.46	11	0.52	11	0.56
		12	0.35	12	0.44	12	0.50	12	0.55
		13	0.32	13	0.41	13	0.48	13	0.53
		14	0.28	14	0.38	14	0.46	14	0.51
		15	0.24	15	0.35	15	0.44	15	0.49
		16以上	0.20	16	0.32	16	0.42	16	0.48
				17	0.29	17	0.40	17	0.46
				18	0.26	18	0.38	18	0.44
				19	0.23	19	0.36	19	0.42
				20以上	0.20	20	0.34	20	0.41
						21	0.32	21	0.39
						22	0.30	22	0.37
						23	0.28	23	0.36
						24	0.26	24	0.34
						25	0.24	25	0.32
						26	0.22	26	0.30
						27	0.20	27	0.29
						28以上		28	0.27
								29	0.25
								30	0.24
								31	0.22
								32以上	0.20

8 土蔵用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分							
20,000点未満		20,000点以上 30,000点未満		30,000点以上 49,000点未満		49,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率

1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.55	7	0.58	7	0.60	7	0.62
8	0.51	8	0.55	8	0.58	8	0.60
9	0.47	9	0.52	9	0.56	9	0.58
10	0.43	10	0.49	10	0.53	10	0.56
11	0.39	11	0.46	11	0.51	11	0.54
12	0.35	12	0.44	12	0.49	12	0.52
13	0.32	13	0.41	13	0.46	13	0.50
14	0.28	14	0.38	14	0.44	14	0.48
15	0.24	15	0.35	15	0.41	15	0.46
16以上	0.20	16	0.32	16	0.39	16	0.44
		17	0.29	17	0.37	17	0.42
		18	0.26	18	0.34	18	0.40
		19	0.23	19	0.32	19	0.38
		20以上	0.20	20	0.30	20	0.36
				21	0.27	21	0.34
				22	0.25	22	0.32
				23	0.22	23	0.30
				24以上	0.20	24	0.28
						25	0.26
						26	0.24
						27	0.22
						28以上	0.20

9 付属家 (全改:昭47.12告示第304号)

延床面積1.0m ² 当再建築費評点数別区分								
8,000点未満			8,000点以上 10,000点未満		10,000点以上 15,000点未満		15,000点以上	
経過年数	経年減点補正率		経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80	
2	0.70	2	0.70	2	0.75	2	0.75	
3	0.60	3	0.60	3	0.70	3	0.70	
4	0.52	4	0.56	4	0.66	4	0.67	
5	0.44	5	0.51	5	0.62	5	0.64	
6	0.36	6	0.47	6	0.58	6	0.61	
7	0.28	7	0.42	7	0.55	7	0.58	
8以上	0.20	8	0.38	8	0.51	8	0.55	
		9	0.34	9	0.47	9	0.52	
		10	0.29	10	0.43	10	0.49	
		11	0.25	11	0.39	11	0.46	
		12以上	0.20	12	0.35	12	0.44	
				13	0.32	13	0.41	
				14	0.28	14	0.38	
				15	0.24	15	0.35	
				16以上	0.20	16	0.32	
						17	0.29	
						18	0.26	
						19	0.23	
						20以上	0.20	

別表第10 木造家屋部分別損耗減点補正率基準表 (一部改正:昭47.12告示第304号)

区分 部分別	瓦葺(かぶせ)屋根			区分 部分別	亜鉛鉄板葺(せ)屋根		
	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率		損耗度	損耗状況	損耗減点補正率
屋	1	棟瓦(かぶせ)面土はがれ	0.96	屋	1	ペンキはく離	0.96
	2	棟瓦(かぶせ)面土はがれ、けらば瓦(かぶせ)、軒先瓦(かぶせ)極く一部損傷	0.90		2	さび発生	0.92
	3	棟瓦(かぶせ)棟瓦、けらば瓦(かぶせ)、軒先瓦(かぶせ)一部損傷	0.85		3	亜鉛鉄板極く一部腐朽	0.88
	4	けらば瓦(かぶせ)、軒先瓦(かぶせ)20%損傷、裏板一部腐朽	0.80		4	亜鉛鉄板一部腐朽	0.82
	5	棟瓦(かぶせ)、けらば瓦(かぶせ)、軒先瓦(かぶせ)30%損傷、裏板一部腐朽	0.70		5	亜鉛鉄板、裏板ともに一部腐朽	0.75
	6	棟瓦(かぶせ)、けらば瓦(かぶせ)、軒先瓦(かぶせ)50%損傷、裏板一部腐朽	0.55		6	亜鉛鉄板、裏板ともに30%腐朽	0.65
	7	棟瓦(かぶせ)、けらば瓦(かぶせ)、軒先瓦(かぶせ)50%損傷、裏板50%腐朽	0.40		7	亜鉛鉄板、裏板ともに50%腐朽	0.50
	8	棟瓦(かぶせ)、軒先瓦(かぶせ)70%損傷、裏板50%腐朽	0.30		8	亜鉛鉄板、裏板ともに70%腐朽	0.30
根				9	亜鉛鉄板100%、裏板70%腐朽	0.10	
				10	亜鉛鉄板、裏板ともに100%腐朽	0	

	9	瓦(か)100%損傷、裏板 70%腐朽	0.10					
	10	瓦(か)100%損傷、裏板100%腐朽	0					
区分	スレート葺(せ)屋根			区分	まさ葺(せ)屋根			
部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	
屋根	1	スレート汚染	0.95	屋根	1	釘(くぎ)ゆるみ	0.95	
	2	スレート極く一部亀(き)裂	0.90		2	釘(くぎ)ゆるみ、まさ板極く一部損傷	0.90	
	3	スレート一部亀(き)裂、裏板極く一部腐朽	0.85		3	まさ板一部損傷、裏板極く一部腐朽	0.80	
	4	スレート一部破損、裏板極く一部腐朽	0.75		4	まさ板、うら板ともに一部腐朽まさ板腐朽	0.70	
	5	スレート一部破損、裏板一部腐朽	0.65		5	目立ち、裏板一部腐朽	0.60	
	6	スレート30%破損、裏板30%腐朽	0.50		6	まさ板50%、裏板30%腐朽	0.45	
	7	スレート50%破損、裏板50%腐朽	0.30		7	まさ板、裏板ともに50%腐朽	0.25	
	8	スレート70%破損、裏板100%腐朽	0.10		8	まさ板、裏板ともに70%腐朽	0.10	
	9	スレート100%破損、裏板100%腐朽	0		9	まさ板、裏板ともに100%腐朽	0	
区分	草葺(せ)屋根			区分	布基礎			
部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	
屋根	1	汚染	0.95	基礎	1	極く一部不同沈下	0.92	
	2	棟(むね)一部破損	0.90		2	一部不同沈下	0.84	
	3	表面やや不ぞろい	0.85		3	不同沈下20%	0.73	
	4	表面波打	0.75		4	不同沈下30%	0.60	
	5	表面波打、軒先腐朽	0.65		5	不同沈下50%	0.40	
	6	表面一部破損、一部竹露出	0.50		6	不同沈下70%	0.16	
	7	表面30%破損、50%竹露出	0.30		7	不同沈下100%	布石造、れんが造等の場合 コンクリート仕上の場合	0.10
	8	表面30%破損、70%竹露出	0.10					0
	9	表面100%破損、70%竹露出	0					0
区分	独立基礎			区分	板張			
部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	
基礎	1	極く一部不同沈下	0.96	外壁	1	汚染	0.98	
	2	一部不同沈下	0.92		2	釘(くぎ)釘ゆるみ	0.95	
	3	不同沈下20%	0.84		3	極く一部損傷	0.90	
	4	不同沈下30%	0.77		4	一部損傷	0.80	
	5	不同沈下50%	0.61		5	20% 腐朽	0.65	
	6	不同沈下70%	0.45		6	30% 腐朽	0.50	
	7	不同沈下100%	0.20		7	50% 腐朽	0.30	
				8	70% 腐朽	0.10		
				9	100%腐朽	0		
区分	ラスモルタル塗、リシン仕上、洗出仕上			区分	塗壁			
部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	
外壁	1	汚染	0.97	外壁	1	汚染	0.95	
	2	極く一部亀(き)裂	0.92		2	極く一部亀(き)裂	0.90	
	3	一部亀(き)裂	0.85		3	一部亀(き)裂	0.85	
	4	極く一部はく落	0.75		4	50%亀(き)裂	0.80	
	5	一部はく落	0.65		5	一部中塗露出	0.75	
	6	30% はく落	0.50		6	30%中塗露出	0.70	
	7	50% はく落	0.30		7	50%中塗露出	0.60	
	8	70% はく落	0.10		8	一部木舞(き) (木摺(ずり))露出	0.50	
	9	100%はく落	0		9	30%木舞(き) (木摺(ずり))露出	0.40	
				10	50%木舞(き) (木摺(ずり))露出	0.30		
				11	70%木舞(き) (木摺(ずり))露出	0.10		
				12	100%はく落	0		
区分	スレート			区分	タイル、石貼(いり)等			
部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	部分別	損耗度	損耗状況	損耗減点補正率	
外壁	1	汚染	0.95	外壁	1	目地極く一部損傷	0.95	
	2	極く一部亀(き)裂	0.87		2	目地一部損傷	0.90	
	3	一部亀(き)裂	0.82		3	タイル又は石極く一部ひび割れ	0.85	
	4	一部破損	0.75		4	タイル又は石一部ひび割れ	0.70	
	5	30% 破損	0.60		5	タイル又は石 20%はく落	0.60	
	6	50% 破損	0.40		6	タイル又は石 30%はく落	0.50	
	7	70% 破損	0.20		7	タイル又は石 40%はく落	0.40	

	8	100%破損	0		8	タイル又は石 50%はく落	0.20		9	タイル又は石 70%はく落	0.10		10	タイル又は石100%はく落	0
区分	塗 壁			区分	板、合板、テツクス等ボード類										
	部分別	損耗度	損 耗 状 況		損耗減点補正率	部分別	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率						
内 壁	1	表面汚染	0.95	内 壁	1	表面汚染	0.93								
	2	極く一部亀(き)裂	0.90		2	極く一部損傷	0.88								
	3	一部亀(き)裂	0.85		3	一部損傷	0.83								
	4	50%亀(き)裂	0.80		4	20%損傷	0.72								
	5	一部中塗露出	0.75		5	30%損傷	0.60								
	6	30%中塗露出	0.70		6	50%損傷	0.40								
	7	50%中塗露出	0.60		7	70%破損	0.20								
	8	一部木舞(まい)(木摺(ずり))露出	0.50		8	100%破損	0								
	9	30%木舞(まい)(木摺(ずり))露出	0.40												
	10	50%木舞(まい)(木摺(ずり))露出	0.30												
	11	70%木舞(まい)(木摺(ずり))露出	0.10												
	12	100%はく落	0												
区分	タイル、石貼(はり)等			区分	板 張										
	部分別	損耗度	損 耗 状 況		損耗減点補正率	部分別	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率						
内 壁	1	目地極く一部損傷	0.95	内 壁	1	表面汚染	0.98								
	2	目地一部損傷	0.90		2	釘(く)ゆるみ	0.95								
	3	タイル又は石極く一部ひび割れ	0.85		3	極く一部損傷	0.90								
	4	タイル又は石一部ひび割れ	0.70		4	一部損傷	0.80								
	5	タイル又は石 20%はく落	0.60		5	20% 腐朽	0.65								
	6	タイル又は石 30%はく落	0.50		6	30% 腐朽	0.50								
	7	タイル又は石 40%はく落	0.40		7	50% 腐朽	0.30								
	8	タイル又は石 50%はく落	0.20		8	70% 腐朽	0.10								
	9	タイル又は石 70%はく落	0.10		9	100%腐朽	0								
	10	タイル又は石100%はく落	0												
区分	モルタル塗			区分	柱										
	部分別	損耗度	損 耗 状 況		損耗減点補正率	部分別	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率						
内 壁	1	表面汚染	0.97	柱	1	汚染	0.96								
	2	極く一部亀(き)裂	0.92		2	床上極く一部損傷	0.92								
	3	一部亀(き)裂	0.85		3	床上一部損傷、根もとと極く一部腐朽	0.85								
	4	極く一部はく落	0.75		4	床上一部損傷、根もとと一部腐朽	0.75								
	5	一部はく落	0.65		5	床上30%損傷、根もとと20%腐朽	0.65								
	6	30% はく落	0.50		6	床上50%損傷、根もとと30%腐朽	0.55								
	7	50% はく落	0.30		7	床上70%損傷、根もとと50%腐朽	0.40								
	8	70% はく落	0.10		8	根もとと70%腐朽、柱やや傾斜	0.25								
	9	100%はく落	0		9	根もとと70%腐朽、柱30分の1傾斜	0.10								
				10	根もとと全面的腐朽、柱20分の1傾斜 (*アラビア数字の誤りか、官報も同様)	0									
区分	和 室			区分	洋 間										
	部分別	損耗度	損 耗 状 況		損耗減点補正率	部分別	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率						
造 作	1	敷居、鴨(か)居汚染	0.97	造 作	1	額縁、窓枠(はく)汚染	0.92								
	2	敷居極く一部ねじれ	0.92		2	額縁すぎあき目立つもの	0.87								
	3	敷居一部ねじれ	0.85		3	窓枠(はく)、額縁一部損傷	0.77								
	4	敷居一部ねじれ、鴨(か)居一部たれ下り	0.75		4	窓枠(はく)、額縁一部腐朽	0.60								
	5	敷居一部腐朽、鴨(か)居一部たれ下り	0.60		5	窓枠(はく)、額縁50%腐朽	0.40								
	6	敷居、鴨(か)居腐朽、長押(ながし)等損傷	0.40		6	窓枠(はく)、額縁70%腐朽	0.15								
	7	敷居、鴨(か)居50%腐朽、長押(ながし)30%損傷	0.20		7	窓出入口枠、額縁100%腐朽	0								
	8	敷居、鴨(か)居70%腐朽、長押(ながし)50%損傷	0.05												
	9	敷居、鴨(か)居100%腐朽	0												
区分	板、合板、テツクス等ボード類			区分	塗 天 井(てんじょう)										
	部分別	損耗度	損 耗 状 況		損耗減点補正率	部分別	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率						
天	1	汚染	0.95	天	1	表面汚染	0.96								
	2	極く一部損傷	0.90		2	極く一部亀(き)裂	0.90								

井	3	一部損傷	0.80	井	3	20%亀(き)裂	0.80
	4	20% 損傷、中央部たわみ	0.65		4	50%亀(き)裂	0.70
	5	30% 損傷、中央部たわみ	0.50		5	一部中塗露出	0.60
	6	50% 破損	0.35		6	50%中塗露出	0.50
	7	70% 破損	0.15		7	30% はく落	0.40
	8	100%破損	0		8	50% はく落	0.25
					9	70% はく落	0.10
					10	100%はく落	0
区分	畳			区分	板 張		
	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率		損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率
床	1	畳表変色	0.95	床	1	表面汚染	0.95
	2	畳表一部摩耗	0.90		2	極く一部損傷	0.85
	3	畳表摩耗著しく、一部穴あき	0.85		3	一部損傷	0.75
	4	畳表摩耗著しく、50%穴あき	0.75		4	20%腐朽	0.60
	5	畳穴あき、畳床一部腐朽	0.65		5	板30%腐朽、床組一部腐朽	0.45
	6	畳床100%腐朽	0.55		6	板50%腐朽、床組30%腐朽	0.30
	7	畳損傷著しく、床組一部腐朽	0.40		7	板70%腐朽、床組50%腐朽	0.10
	8	畳損傷著しく、床組50%腐朽	0.25		8	床組まで全面的腐朽	0
	9	床組まで70%腐朽	0.10				
	10	床組まで全面的腐朽	0				
区分	タイル、石貼(はり)等			区分	リノリウム、アスタイル貼(はり)		
	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率		損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率
床	1	目地極く一部損傷	0.98	床	1	汚染	0.97
	2	目地一部損傷	0.92		2	一部はがれ	0.94
	3	タイル又は石極く一部ひび割れ	0.85		3	一部摩耗、20%割れ	0.86
	4	タイル又は石一部ひび割れ	0.75		4	一部はく離、床たわみ	0.70
	5	タイル又は石20%はく落	0.65		5	50%はく離	0.50
	6	タイル又は石30%はく落	0.50		6	70%はく離、床組30%腐朽	0.30
	7	タイル又は石40%はく落	0.30		7	床組70%腐朽	0.10
	8	タイル又は石50%はく落、床組30%腐朽	0.15		8	床組まで全面的腐朽	0
	9	タイル又は石70%はく落、床組50%腐朽	0.05				
	10	タイル又は石100%はく落、床組全面的腐朽	0				
区分	モ ル タ ル			区分	叩(たたき) 床 (タイル、石貼(はり))		
	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率		損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率
床	1	表面軽微なき裂	0.97	床	1	目地極く一部損傷	0.97
	2	全面的なき裂	0.92		2	目地一部損傷	0.92
	3	表面全面的摩耗	0.85		3	タイル又は石極く一部ひび割れ	0.85
	4	表面摩耗、一部はく離	0.75		4	タイル又は石40%はく落	0.65
	5	表面大部分はく離	0.60		5	タイル又は石70%はく落	0.50
	6	表面大部分はく離、床組一部破損	0.45		6	タイル又は石50%中塗露出	0.50
	7	表面全面的はく離、床組一部破損	0.25		7	下地コンクリート全面的露出、一部破損	0.30
	8	床組まで70%破損	0.10		8	下地コンクリート50%破損	0.15
	9	床組まで全面的破損	0		9	下地コンクリート70%破損	0.05
			10	下地コンクリート全面的破損	0		
区分	叩(たたき) 床 (リノリウム、アスタイル貼(はり))			区分	叩(たたき) 床 (モルタル塗)		
	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率		損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率
床	1	汚染	0.95	床	1	表面軽微なき裂	0.98
	2	一部はがれ	0.92		2	全面的なき裂	0.95
	3	一部摩耗、20%割れ	0.85		3	表面全面的摩耗	0.90
	4	一部はく離	0.70		4	表面摩耗、一部はく離	0.75
	5	一部はく離、下地コンクリート一部破損	0.50		5	表面摩耗、下地コンクリート一部露出	0.65
	6	70%はく離、下地コンクリート一部破損	0.30		6	表面摩耗著しく、下地コンクリート全面的露出	0.50
	7	下地コンクリートまで70%破損	0.10		7	下地コンクリート全面的露出一部破損	0.30
	8	下地コンクリートまで全面的破損	0		8	下地コンクリート70%破損	0.10
			9	下地コンクリートまで全面的破損	0		
区分	建 具			区分	その他の工事及び建築設備		
	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率		損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率

別		率	別		率		
建 具	1	汚染	0.95	そ の 他 の 工 事 及 び 建 築 設 備	1	5%破損	0.90
	2	一部建付不良	0.90		2	10%破損	0.85
	3	一部建付不良、一部軽微な破損	0.85		3	20%破損	0.75
	4	一部破損	0.75		4	30%破損	0.60
	5	20% 破損	0.65		5	50%破損	0.40
	6	30% 破損	0.50		6	70%破損	0.20
	7	50% 破損	0.35		7	100%破損	0
	8	70% 破損	0.14				
	9	100%破損	0				

別表第11 木造家屋総合損耗減点補正率基準表 (略)

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

※別冊「別表File現2」参照

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物 (全改:昭47.12告示第304号)

自治大臣は、次に掲げる建物について、1事務所、店舗、百貨店用建物の例によって、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- (1) 住宅・アパート用建物 (不明)
- (2) 病院・ホテル用建物 (不明)
- (3) 劇場・娯楽場用等のホール型建物 (不明)
- (4) 銀行用建物 (不明)
- (5) 工場・倉庫・市場用建物 (不明)
- (6) 水力発電所用建物
 - ア 発電機室関係建物 (不明)
 - イ 配電機室関係建物 (不明)
- (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明)
- (8) 軽量鉄骨造建物
 - ア 住宅・アパート用建物 (不明)
 - イ 工場・倉庫・市場用建物 (不明)
 - ウ 事務所・店舗・百貨店等用建物 (不明)

別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表

1 事務所、銀行用建物及び2～7以外の建物 (全改:昭47.12告示第304号)

構 造 別 区 分											
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚が4mmをこえるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚が3mm以下のもの)			
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.9886	1	0.9840	1	0.9840	1	0.9800	1	0.9733		
2	0.9771	2	0.9680	2	0.9680	2	0.9600	2	0.9467		
3	0.9657	3	0.9520	3	0.9520	3	0.9400	3	0.9200		
4	0.9543	4	0.9360	4	0.9360	4	0.9200	4	0.8933		
5	0.9429	5	0.9200	5	0.9200	5	0.9000	5	0.8667		
6	0.9314	6	0.9040	6	0.9040	6	0.8800	6	0.8400		
7	0.9200	7	0.8880	7	0.8880	7	0.8600	7	0.8133		
8	0.9086	8	0.8720	8	0.8720	8	0.8400	8	0.7867		
9	0.8971	9	0.8560	9	0.8560	9	0.8200	9	0.7600		
10	0.8857	10	0.8400	10	0.8400	10	0.8000	10	0.7333		
11	0.8743	11	0.8240	11	0.8240	11	0.7800	11	0.7067		
12	0.8629	12	0.8080	12	0.8080	12	0.7600	12	0.6800		
13	0.8514	13	0.7920	13	0.7920	13	0.7400	13	0.6533		
14	0.8400	14	0.7760	14	0.7760	14	0.7200	14	0.6267		
15	0.8286	15	0.7600	15	0.7600	15	0.7000	15	0.6000		
16	0.8172	16	0.7440	16	0.7440	16	0.6800	16	0.5733		
17	0.8057	17	0.7280	17	0.7280	17	0.6600	17	0.5467		
18	0.7943	18	0.7120	18	0.7120	18	0.6400	18	0.5200		
19	0.7829	19	0.6960	19	0.6960	19	0.6200	19	0.4933		
20	0.7714	20	0.6800	20	0.6800	20	0.6000	20	0.4667		
21	0.7600	21	0.6640	21	0.6640	21	0.5800	21	0.4400		
22	0.7486	22	0.6480	22	0.6480	22	0.5600	22	0.4133		
23	0.7372	23	0.6320	23	0.6320	23	0.5400	23	0.3867		
24	0.7257	24	0.6160	24	0.6160	24	0.5200	24	0.3600		
25	0.7143	25	0.6000	25	0.6000	25	0.5000	25	0.3334		
26	0.7029	26	0.5840	26	0.5840	26	0.4800	26	0.3067		
27	0.6914	27	0.5680	27	0.5680	27	0.4600	27	0.2800		
28	0.6800	28	0.5520	28	0.5520	28	0.4400	28	0.2534		

29	0.6686	29	0.5360	29	0.5360	29	0.4200	29	0.2267
30	0.6572	30	0.5200	30	0.5200	30	0.4000	30以上	0.2000
31	0.6457	31	0.5040	31	0.5040	31	0.3800		
32	0.6343	32	0.4880	32	0.4880	32	0.3600		
33	0.6229	33	0.4720	33	0.4720	33	0.3400		
34	0.6114	34	0.4560	34	0.4560	34	0.3200		
35	0.6000	35	0.4400	35	0.4400	35	0.3000		
36	0.5886	36	0.4240	36	0.4240	36	0.2800		
37	0.5772	37	0.4080	37	0.4080	37	0.2600		
38	0.5657	38	0.3920	38	0.3920	38	0.2400		
39	0.5543	39	0.3760	39	0.3760	39	0.2200		
40	0.5429	40	0.3600	40	0.3600	40以上	0.2000		
41	0.5315	41	0.3440	41	0.3440				
42	0.5200	42	0.3280	42	0.3280				
43	0.5086	43	0.3120	43	0.3120				
44	0.4972	44	0.2960	44	0.2960				
45	0.4857	45	0.2800	45	0.2800				
46	0.4743	46	0.2640	46	0.2640				
47	0.4629	47	0.2480	47	0.2480				
48	0.4515	48	0.2320	48	0.2320				
49	0.4400	49	0.2160	49	0.2160				
50	0.4286	50以上	0.2000	50以上	0.2000				
51	0.4172								
52	0.4057								
53	0.3943								
54	0.3829								
55	0.3715								
56	0.3600								
57	0.3486								
58	0.3372								
59	0.3257								
60	0.3143								
61	0.3029								
62	0.2915								
63	0.2800								
64	0.2686								
65	0.2572								
66	0.2458								
67	0.2343								
68	0.2229								
69	0.2115								
70以上	0.2000								

2 住宅、アパート用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

構 造 別 区 分											
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚が4mmをこえるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚が3mm以下のもの)			
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.9000	1	0.9000	1	0.9000	1	0.9000	1	0.9000	1	0.9000
2	0.8500	2	0.8500	2	0.8500	2	0.8500	2	0.8500	2	0.8500
3	0.8000	3	0.8000	3	0.8000	3	0.8000	3	0.8000	3	0.8000
4	0.7910	4	0.7857	4	0.7857	4	0.7813	4	0.7727	4	0.7727
5	0.7821	5	0.7714	5	0.7714	5	0.7625	5	0.7455	5	0.7455
6	0.7731	6	0.7571	6	0.7571	6	0.7438	6	0.7182	6	0.7182
7	0.7642	7	0.7429	7	0.7429	7	0.7250	7	0.6909	7	0.6909
8	0.7552	8	0.7286	8	0.7286	8	0.7063	8	0.6636	8	0.6636
9	0.7463	9	0.7143	9	0.7143	9	0.6875	9	0.6364	9	0.6364
10	0.7373	10	0.7000	10	0.7000	10	0.6688	10	0.6091	10	0.6091
11	0.7284	11	0.6857	11	0.6857	11	0.6500	11	0.5818	11	0.5818
12	0.7194	12	0.6714	12	0.6714	12	0.6313	12	0.5546	12	0.5546
13	0.7105	13	0.6572	13	0.6572	13	0.6125	13	0.5273	13	0.5273
14	0.7015	14	0.6429	14	0.6429	14	0.5938	14	0.5000	14	0.5000
15	0.6925	15	0.6286	15	0.6286	15	0.5750	15	0.4727	15	0.4727
16	0.6836	16	0.6143	16	0.6143	16	0.5563	16	0.4455	16	0.4455
17	0.6746	17	0.6000	17	0.6000	17	0.5375	17	0.4182	17	0.4182
18	0.6657	18	0.5857	18	0.5857	18	0.5188	18	0.3909	18	0.3909
19	0.6567	19	0.5714	19	0.5714	19	0.5000	19	0.3636	19	0.3636
20	0.6478	20	0.5572	20	0.5572	20	0.4813	20	0.3364	20	0.3364
21	0.6388	21	0.5429	21	0.5429	21	0.4625	21	0.3091	21	0.3091
22	0.6299	22	0.5286	22	0.5286	22	0.4438	22	0.2818	22	0.2818
23	0.6209	23	0.5143	23	0.5143	23	0.4250	23	0.2546	23	0.2546
24	0.6119	24	0.5000	24	0.5000	24	0.4063	24	0.2273	24	0.2273
25	0.6030	25	0.4857	25	0.4857	25	0.3875	25以上	0.2000	25以上	0.2000
26	0.5940	26	0.4714	26	0.4714	26	0.3688				
27	0.5851	27	0.4572	27	0.4572	27	0.3500				
28	0.5761	28	0.4429	28	0.4429	28	0.3313				
29	0.5672	29	0.4286	29	0.4286	29	0.3125				

30	0.5582	30	0.4143	30	0.4143	30	0.2938
31	0.5593	31	0.4000	31	0.4000	31	0.2750
32	0.5493	32	0.3857	32	0.3857	32	0.2563
33	0.5314	33	0.3715	33	0.3715	33	0.2375
34	0.5224	34	0.3572	34	0.3572	34	0.2188
35	0.5134	35	0.3429	35	0.3429	35以上	0.2000
36	0.5045	36	0.3286	36	0.3286		
37	0.4955	37	0.3143	37	0.3143		
38	0.4866	38	0.3000	38	0.3000		
39	0.4776	39	0.2857	39	0.2857		
40	0.4687	40	0.2715	40	0.2715		
41	0.4597	41	0.2572	41	0.2572		
42	0.4508	42	0.2429	42	0.2429		
43	0.4418	43	0.2286	43	0.2286		
44	0.4328	44	0.2143	44	0.2143		
45	0.4239	45以上	0.2000	45以上	0.2000		
46	0.4149						
47	0.4060						
48	0.3970						
49	0.3881						
50	0.3791						
51	0.3702						
52	0.3612						
53	0.3523						
54	0.3433						
55	0.3343						
56	0.3254						
57	0.3164						
58	0.3075						
59	0.2985						
60	0.2896						
61	0.2806						
62	0.2717						
63	0.2627						
64	0.2537						
65	0.2448						
66	0.2358						
67	0.2269						
68	0.2179						
69	0.2090						
70以上	0.2000						

3 店舗及び病院用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

構 造 別 区 分											
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmをこえるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）			
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.9886	1	0.9822	1	0.9822	1	0.9771	1	0.9680		
2	0.9771	2	0.9644	2	0.9644	2	0.9543	2	0.9360		
3	0.9657	3	0.9467	3	0.9467	3	0.9314	3	0.9040		
4	0.9543	4	0.9289	4	0.9289	4	0.9086	4	0.8720		
5	0.9429	5	0.9111	5	0.9111	5	0.8857	5	0.8400		
6	0.9314	6	0.8933	6	0.8933	6	0.8629	6	0.8080		
7	0.9200	7	0.8756	7	0.8756	7	0.8400	7	0.7760		
8	0.9086	8	0.8578	8	0.8578	8	0.8171	8	0.7440		
9	0.8971	9	0.8400	9	0.8400	9	0.7943	9	0.7120		
10	0.8857	10	0.8222	10	0.8222	10	0.7714	10	0.6800		
11	0.8743	11	0.8045	11	0.8045	11	0.7486	11	0.6480		
12	0.8629	12	0.7867	12	0.7867	12	0.7257	12	0.6160		
13	0.8514	13	0.7689	13	0.7689	13	0.7029	13	0.5840		
14	0.8400	14	0.7511	14	0.7511	14	0.6800	14	0.5520		
15	0.8286	15	0.7333	15	0.7333	15	0.6571	15	0.5200		
16	0.8172	16	0.7156	16	0.7156	16	0.6343	16	0.4880		
17	0.8057	17	0.6978	17	0.6978	17	0.6114	17	0.4560		
18	0.7943	18	0.6800	18	0.6800	18	0.5886	18	0.4240		
19	0.7829	19	0.6622	19	0.6622	19	0.5657	19	0.3920		
20	0.7714	20	0.6445	20	0.6445	20	0.5429	20	0.3600		
21	0.7600	21	0.6267	21	0.6267	21	0.5200	21	0.3280		
22	0.7486	22	0.6089	22	0.6089	22	0.4971	22	0.2960		
23	0.7372	23	0.5911	23	0.5911	23	0.4743	23	0.2640		
24	0.7257	24	0.5734	24	0.5734	24	0.4514	24	0.2320		
25	0.7143	25	0.5556	25	0.5556	25	0.4286	25以上	0.2000		
26	0.7029	26	0.5378	26	0.5378	26	0.4057				
27	0.6914	27	0.5200	27	0.5200	27	0.3829				
28	0.6800	28	0.5022	28	0.5022	28	0.3600				
29	0.6686	29	0.4845	29	0.4845	29	0.3371				
30	0.6572	30	0.4667	30	0.4667	30	0.3143				

31	0.6457	31	0.4489	31	0.4489	31	0.2914
32	0.6343	32	0.4311	32	0.4311	32	0.2686
33	0.6229	33	0.4134	33	0.4134	33	0.2457
34	0.6114	34	0.3956	34	0.3956	34	0.2229
35	0.6000	35	0.3778	35	0.3778	35以上	0.2000
36	0.5886	36	0.3600	36	0.3600		
37	0.5772	37	0.3423	37	0.3423		
38	0.5657	38	0.3245	38	0.3245		
39	0.5543	39	0.3067	39	0.3067		
40	0.5429	40	0.2889	40	0.2889		
41	0.5315	41	0.2711	41	0.2711		
42	0.5200	42	0.2534	42	0.2534		
43	0.5086	43	0.2356	43	0.2356		
44	0.4972	44	0.2178	44	0.2178		
45	0.4857	45以上	0.2000	45以上	0.2000		
46	0.4743						
47	0.4629						
48	0.4515						
49	0.4400						
50	0.4286						
51	0.4172						
52	0.4057						
53	0.3943						
54	0.3829						
55	0.3715						
56	0.3600						
57	0.3486						
58	0.3372						
59	0.3257						
60	0.3143						
61	0.3029						
62	0.2915						
63	0.2800						
64	0.2686						
65	0.2572						
66	0.2458						
67	0.2343						
68	0.2229						
69	0.2115						
70以上	0.2000						

4 百貨店、ホテル、旅館、料亭(てい)、待合、劇場及び娯楽場用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmをこえるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.9867	1	0.9822	1	0.9800	1	0.9733	1	0.9680
2	0.9733	2	0.9644	2	0.9600	2	0.9467	2	0.9360
3	0.9600	3	0.9467	3	0.9400	3	0.9200	3	0.9040
4	0.9467	4	0.9289	4	0.9200	4	0.8933	4	0.8720
5	0.9333	5	0.9111	5	0.9000	5	0.8667	5	0.8400
6	0.9200	6	0.8933	6	0.8800	6	0.8400	6	0.8080
7	0.9067	7	0.8756	7	0.8600	7	0.8133	7	0.7760
8	0.8933	8	0.8578	8	0.8400	8	0.7867	8	0.7440
9	0.8800	9	0.8400	9	0.8200	9	0.7600	9	0.7120
10	0.8667	10	0.8222	10	0.8000	10	0.7333	10	0.6800
11	0.8533	11	0.8045	11	0.7800	11	0.7067	11	0.6480
12	0.8400	12	0.7867	12	0.7600	12	0.6800	12	0.6160
13	0.8267	13	0.7689	13	0.7400	13	0.6533	13	0.5840
14	0.8133	14	0.7511	14	0.7200	14	0.6267	14	0.5520
15	0.8000	15	0.7333	15	0.7000	15	0.6000	15	0.5200
16	0.7867	16	0.7156	16	0.6800	16	0.5733	16	0.4880
17	0.7733	17	0.6978	17	0.6600	17	0.5467	17	0.4560
18	0.7600	18	0.6800	18	0.6400	18	0.5200	18	0.4240
19	0.7467	19	0.6622	19	0.6200	19	0.4933	19	0.3920
20	0.7333	20	0.6445	20	0.6000	20	0.4667	20	0.3600
21	0.7200	21	0.6267	21	0.5800	21	0.4400	21	0.3280
22	0.7067	22	0.6089	22	0.5600	22	0.4133	22	0.2960
23	0.6933	23	0.5911	23	0.5400	23	0.3867	23	0.2640
24	0.6800	24	0.5734	24	0.5200	24	0.3600	24	0.2320
25	0.6667	25	0.5556	25	0.5000	25	0.3334	25以上	0.2000
26	0.6533	26	0.5378	26	0.4800	26	0.3067		
27	0.6400	27	0.5200	27	0.4600	27	0.2800		
28	0.6267	28	0.5022	28	0.4400	28	0.2534		
29	0.6133	29	0.4845	29	0.4200	29	0.2267		
30	0.6000	30	0.4667	30	0.4000	30以上	0.2000		
31	0.5867	31	0.4489	31	0.3800				

32	0.5733	32	0.4311	32	0.3600
33	0.5600	33	0.4134	33	0.3400
34	0.5467	34	0.3956	34	0.3200
35	0.5333	35	0.3778	35	0.3000
36	0.5200	36	0.3600	36	0.2800
37	0.5067	37	0.3423	37	0.2600
38	0.4933	38	0.3245	38	0.2400
39	0.4800	39	0.3067	39	0.2200
40	0.4667	40	0.2889	40以上	0.2000
41	0.4533	41	0.2711		
42	0.4400	42	0.2534		
43	0.4267	43	0.2356		
44	0.4133	44	0.2178		
45	0.4000	45以上	0.2000		
46	0.3867				
47	0.3733				
48	0.3600				
49	0.3467				
50	0.3334				
51	0.3200				
52	0.3067				
53	0.2934				
54	0.2800				
55	0.2667				
56	0.2534				
57	0.2400				
58	0.2267				
59	0.2134				
60以上	0.2000				

5 市場用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

構 造 別 区 分											
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmをこえるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)			
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.9840	1	0.9771	1	0.9800	1	0.9733	1	0.9680		
2	0.9680	2	0.9543	2	0.9600	2	0.9467	2	0.9360		
3	0.9520	3	0.9314	3	0.9400	3	0.9200	3	0.9040		
4	0.9360	4	0.9086	4	0.9200	4	0.8933	4	0.8720		
5	0.9200	5	0.8857	5	0.9000	5	0.8667	5	0.8400		
6	0.9040	6	0.8629	6	0.8800	6	0.8400	6	0.8080		
7	0.8880	7	0.8400	7	0.8600	7	0.8133	7	0.7760		
8	0.8720	8	0.8171	8	0.8400	8	0.7867	8	0.7440		
9	0.8560	9	0.7943	9	0.8200	9	0.7600	9	0.7120		
10	0.8400	10	0.7714	10	0.8000	10	0.7333	10	0.6800		
11	0.8240	11	0.7486	11	0.7800	11	0.7067	11	0.6480		
12	0.8080	12	0.7257	12	0.7600	12	0.6800	12	0.6160		
13	0.7920	13	0.7029	13	0.7400	13	0.6533	13	0.5840		
14	0.7760	14	0.6800	14	0.7200	14	0.6267	14	0.5520		
15	0.7600	15	0.6571	15	0.7000	15	0.6000	15	0.5200		
16	0.7440	16	0.6343	16	0.6800	16	0.5733	16	0.4880		
17	0.7280	17	0.6114	17	0.6600	17	0.5467	17	0.4560		
18	0.7120	18	0.5886	18	0.6400	18	0.5200	18	0.4240		
19	0.6960	19	0.5657	19	0.6200	19	0.4933	19	0.3920		
20	0.6800	20	0.5429	20	0.6000	20	0.4667	20	0.3600		
21	0.6640	21	0.5200	21	0.5800	21	0.4400	21	0.3280		
22	0.6480	22	0.4971	22	0.5600	22	0.4133	22	0.2960		
23	0.6320	23	0.4743	23	0.5400	23	0.3867	23	0.2640		
24	0.6160	24	0.4514	24	0.5200	24	0.3600	24	0.2320		
25	0.6000	25	0.4286	25	0.5000	25	0.3334	25以上	0.2000		
26	0.5840	26	0.4057	26	0.4800	26	0.3067				
27	0.5680	27	0.3829	27	0.4600	27	0.2800				
28	0.5520	28	0.3600	28	0.4400	28	0.2534				
29	0.5360	29	0.3371	29	0.4200	29	0.2267				
30	0.5200	30	0.3143	30	0.4000	30以上	0.2000				
31	0.5040	31	0.2914	31	0.3800						
32	0.4880	32	0.2686	32	0.3600						
33	0.4720	33	0.2457	33	0.3400						
34	0.4560	34	0.2229	34	0.3200						
35	0.4400	35以上	0.2000	35	0.3000						
36	0.4240			36	0.2800						
37	0.4080			37	0.2600						
38	0.3920			38	0.2400						
39	0.3760			39	0.2200						
40	0.3600			40以上	0.2000						
41	0.3440										
42	0.3280										

43	0.3120
44	0.2960
45	0.2800
46	0.2640
47	0.2480
48	0.2320
49	0.2160
50以上	0.2000

6 公衆浴場用建物 (全改:昭47.12告示第304号)

構造別区分										
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmをこえるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)		
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	
1	0.9822	1	0.9771	1	0.9771	1	0.9733	1	0.9600	
2	0.9644	2	0.9543	2	0.9543	2	0.9467	2	0.9200	
3	0.9467	3	0.9314	3	0.9314	3	0.9200	3	0.8800	
4	0.9289	4	0.9086	4	0.9086	4	0.8933	4	0.8400	
5	0.9111	5	0.8857	5	0.8857	5	0.8667	5	0.8000	
6	0.8933	6	0.8629	6	0.8629	6	0.8400	6	0.7600	
7	0.8756	7	0.8400	7	0.8400	7	0.8133	7	0.7200	
8	0.8578	8	0.8171	8	0.8171	8	0.7867	8	0.6800	
9	0.8400	9	0.7943	9	0.7943	9	0.7600	9	0.6400	
10	0.8222	10	0.7714	10	0.7714	10	0.7333	10	0.6000	
11	0.8045	11	0.7486	11	0.7486	11	0.7067	11	0.5600	
12	0.7867	12	0.7257	12	0.7257	12	0.6800	12	0.5200	
13	0.7689	13	0.7029	13	0.7029	13	0.6533	13	0.4800	
14	0.7511	14	0.6800	14	0.6800	14	0.6267	14	0.4400	
15	0.7333	15	0.6571	15	0.6571	15	0.6000	15	0.4000	
16	0.7156	16	0.6343	16	0.6343	16	0.5733	16	0.3600	
17	0.6978	17	0.6114	17	0.6114	17	0.5467	17	0.3200	
18	0.6800	18	0.5886	18	0.5886	18	0.5200	18	0.2800	
19	0.6622	19	0.5657	19	0.5657	19	0.4933	19	0.2400	
20	0.6445	20	0.5429	20	0.5429	20	0.4667	20以上	0.2000	
21	0.6267	21	0.5200	21	0.5200	21	0.4400			
22	0.6089	22	0.4971	22	0.4971	22	0.4133			
23	0.5911	23	0.4743	23	0.4743	23	0.3867			
24	0.5734	24	0.4514	24	0.4514	24	0.3600			
25	0.5556	25	0.4286	25	0.4286	25	0.3334			
26	0.5378	26	0.4057	26	0.4057	26	0.3067			
27	0.5200	27	0.3829	27	0.3829	27	0.2800			
28	0.5022	28	0.3600	28	0.3600	28	0.2534			
29	0.4845	29	0.3371	29	0.3371	29	0.2267			
30	0.4667	30	0.3143	30	0.3143	30以上	0.2000			
31	0.4489	31	0.2914	31	0.2914					
32	0.4311	32	0.2686	32	0.2686					
33	0.4134	33	0.2457	33	0.2457					
34	0.3956	34	0.2229	34	0.2229					
35	0.3778	35以上	0.2000	35以上	0.2000					
36	0.3600									
37	0.3423									
38	0.3245									
39	0.3067									
40	0.2889									
41	0.2711									
42	0.2534									
43	0.2356									
44	0.2178									
45以上	0.2000									

7 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物 (全改・一号線下:昭47.12告示第304号)

(1) 一般用のもの ((2)及び(3)以外のもの)

構造別区分										
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmをこえるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)		
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	
1	0.9855	1	0.9800	1	0.9800	1	0.9733	1	0.9600	
2	0.9709	2	0.9600	2	0.9600	2	0.9467	2	0.9200	
3	0.9564	3	0.9400	3	0.9400	3	0.9200	3	0.8800	
4	0.9418	4	0.9200	4	0.9200	4	0.8933	4	0.8400	

5	0.9273	5	0.9000	5	0.9000	5	0.8667	5	0.8000
6	0.9127	6	0.8800	6	0.8800	6	0.8400	6	0.7600
7	0.8982	7	0.8600	7	0.8600	7	0.8133	7	0.7200
8	0.8836	8	0.8400	8	0.8400	8	0.7867	8	0.6800
9	0.8691	9	0.8200	9	0.8200	9	0.7600	9	0.6400
10	0.8546	10	0.8000	10	0.8000	10	0.7333	10	0.6000
11	0.8400	11	0.7800	11	0.7800	11	0.7067	11	0.5600
12	0.8255	12	0.7600	12	0.7600	12	0.6800	12	0.5200
13	0.8109	13	0.7400	13	0.7400	13	0.6533	13	0.4800
14	0.7964	14	0.7200	14	0.7200	14	0.6267	14	0.4400
15	0.7818	15	0.7000	15	0.7000	15	0.6000	15	0.4000
16	0.7673	16	0.6800	16	0.6800	16	0.5733	16	0.3600
17	0.7527	17	0.6600	17	0.6600	17	0.5467	17	0.3200
18	0.7382	18	0.6400	18	0.6400	18	0.5200	18	0.2800
19	0.7236	19	0.6200	19	0.6200	19	0.4933	19	0.2400
20	0.7091	20	0.6000	20	0.6000	20	0.4667	20以上	0.2000
21	0.6946	21	0.5800	21	0.5800	21	0.4400		
22	0.6800	22	0.5600	22	0.5600	22	0.4133		
23	0.6655	23	0.5400	23	0.5400	23	0.3867		
24	0.6509	24	0.5200	24	0.5200	24	0.3600		
25	0.6364	25	0.5000	25	0.5000	25	0.3334		
26	0.6218	26	0.4800	26	0.4800	26	0.3067		
27	0.6073	27	0.4600	27	0.4600	27	0.2800		
28	0.5927	28	0.4400	28	0.4400	28	0.2534		
29	0.5782	29	0.4200	29	0.4200	29	0.2267		
30	0.5637	30	0.4000	30	0.4000	30以上	0.2000		
31	0.5491	31	0.3800	31	0.3800				
32	0.5346	32	0.3600	32	0.3600				
33	0.5200	33	0.3400	33	0.3400				
34	0.5055	34	0.3200	34	0.3200				
35	0.4909	35	0.3000	35	0.3000				
36	0.4764	36	0.2800	36	0.2800				
37	0.4618	37	0.2600	37	0.2600				
38	0.4473	38	0.2400	38	0.2400				
39	0.4327	39	0.2200	39	0.2200				
40	0.4182	40以上	0.2000	40以上	0.2000				
41	0.4037								
42	0.3891								
43	0.3746								
44	0.3600								
45	0.3455								
46	0.3309								
47	0.3164								
48	0.3018								
49	0.2873								
50	0.2728								
51	0.2582								
52	0.2437								
53	0.2291								
54	0.2146								
55以上	0.2000								

(2) 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の響影を直接全面的に受けるもの、冷凍倉庫用のもの及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの (全改:昭47.12告示第304号)

構造別区分											
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚が4mmをこえるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚が3mm以下のもの)			
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.9733	1	0.9680	1	0.9680	1	0.9600	1	0.9467		
2	0.9467	2	0.9360	2	0.9360	2	0.9200	2	0.8933		
3	0.9200	3	0.9040	3	0.9040	3	0.8800	3	0.8400		
4	0.8933	4	0.8720	4	0.8720	4	0.8400	4	0.7867		
5	0.8667	5	0.8400	5	0.8400	5	0.8000	5	0.7333		
6	0.8400	6	0.8080	6	0.8080	6	0.7600	6	0.6800		
7	0.8133	7	0.7760	7	0.7760	7	0.7200	7	0.6267		
8	0.7867	8	0.7440	8	0.7440	8	0.6800	8	0.5733		
9	0.7600	9	0.7120	9	0.7120	9	0.6400	9	0.5200		
10	0.7333	10	0.6800	10	0.6800	10	0.6000	10	0.4667		
11	0.7067	11	0.6480	11	0.6480	11	0.5600	11	0.4133		
12	0.6800	12	0.6160	12	0.6160	12	0.5200	12	0.3600		
13	0.6533	13	0.5840	13	0.5840	13	0.4800	13	0.3067		
14	0.6267	14	0.5520	14	0.5520	14	0.4400	14	0.2533		
15	0.6000	15	0.5200	15	0.5200	15	0.4000	15以上	0.2000		
16	0.5733	16	0.4880	16	0.4880	16	0.3600				
17	0.5467	17	0.4560	17	0.4560	17	0.3200				
18	0.5200	18	0.4240	18	0.4240	18	0.2800				

19	0.4933	19	0.3920	19	0.3920	19	0.2400
20	0.4667	20	0.3600	20	0.3600	20以上	0.2000
21	0.4400	21	0.3280	21	0.3280		
22	0.4133	22	0.2960	22	0.2960		
23	0.3867	23	0.2640	23	0.2640		
24	0.3600	24	0.2320	24	0.2320		
25	0.3334	25以上	0.2000	25以上	0.2000		
26	0.3067						
27	0.2800						
28	0.2534						
29	0.2267						
30以上	0.2000						

(3) 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの (全改:昭47.12告示第304号)

構造別区分											
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		れんが造、コンクリートブロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmをこえるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmをこえ4mm以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)			
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.9800	1	0.9733	1	0.9771	1	0.9680	1		1	0.9600
2	0.9600	2	0.9467	2	0.9543	2	0.9360	2		2	0.9200
3	0.9400	3	0.9200	3	0.9314	3	0.9040	3		3	0.8800
4	0.9200	4	0.8933	4	0.9086	4	0.8720	4		4	0.8400
5	0.9000	5	0.8667	5	0.8857	5	0.8400	5		5	0.8000
6	0.8800	6	0.8400	6	0.8629	6	0.8080	6		6	0.7600
7	0.8600	7	0.8133	7	0.8400	7	0.7760	7		7	0.7200
8	0.8400	8	0.7867	8	0.8171	8	0.7440	8		8	0.6800
9	0.8200	9	0.7600	9	0.7943	9	0.7120	9		9	0.6400
10	0.8000	10	0.7333	10	0.7714	10	0.6800	10		10	0.6000
11	0.7800	11	0.7067	11	0.7486	11	0.6480	11		11	0.5600
12	0.7600	12	0.6800	12	0.7257	12	0.6160	12		12	0.5200
13	0.7400	13	0.6533	13	0.7029	13	0.5840	13		13	0.4800
14	0.7200	14	0.6267	14	0.6800	14	0.5520	14		14	0.4400
15	0.7000	15	0.6000	15	0.6571	15	0.5200	15		15	0.4000
16	0.6800	16	0.5733	16	0.6343	16	0.4880	16		16	0.3600
17	0.6600	17	0.5467	17	0.6114	17	0.4560	17		17	0.3200
18	0.6400	18	0.5200	18	0.5886	18	0.4240	18		18	0.2800
19	0.6200	19	0.4933	19	0.5657	19	0.3920	19		19	0.2400
20	0.6000	20	0.4667	20	0.5429	20	0.3600	20以上		20以上	0.2000
21	0.6800	21	0.4400	21	0.5200	21	0.3280				
22	0.5600	22	0.4133	22	0.4971	22	0.2960				
23	0.5400	23	0.3867	23	0.4743	23	0.2640				
24	0.5200	24	0.3600	24	0.4514	24	0.2320				
25	0.5000	25	0.3334	25	0.4286	25以上	0.2000				
26	0.4800	26	0.3067	26	0.4057						
27	0.4600	27	0.2800	27	0.3829						
28	0.4400	28	0.2534	28	0.3600						
29	0.4200	29	0.2267	29	0.3371						
30	0.4000	30以上	0.2000	30	0.3143						
31	0.3800			31	0.2914						
32	0.3600			32	0.2686						
33	0.3400			33	0.2457						
34	0.4200			34	0.2229						
35	0.3000			35以上	0.2000						
36	0.2800										
37	0.2600										
38	0.2400										
39	0.2200										
40以上	0.2000										

(4) 塩、チリ硝石その他著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの (表略) (削除:昭47.12告示第304号)

別表第14 非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表 (一部改正:昭47.12告示第304号)

部 分 別	損耗度	損 耗 状 況	損耗減点補正率	
			鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
主	1	消耗のないもの又は毛状き裂が多少認められるもの	1.00	1.00
	2	軽微な床の傾斜及びたるみを生じたもの、軽微なき裂を生じたもの又は凍害を受けたもの	0.75	0.85
	3	コンクリートの強度の乏しいもの又は被覆コンクリートが二分の一程度脱落	0.60	0.70

体 構 造	4	したもの			
	5	被覆コンクリートがほとんど脱落したもの	0.55	0.65	
	6	被覆コンクリートが脱落し、鉄筋の表面がさびたもの	0.50	0.60	
	7	さびのため帯筋の相当部分の断面が欠損したもの又は破損した部分はないが、傾斜の著しいもの	0.30	0.40	
	8	大きき裂を生じたもの	0.25	0.30	
	9	主筋を部分的に取替えることを要するもの	0.15	0.20	
	10	化学薬品等によつてコンクリート及び鉄筋が腐しよくしたもの	0.10	0.15	
	11	主筋の取替を要するもの又は大きき裂を生じ、変形の著しいもの	0	0	
	部			鉄骨造	
		1	損耗のないもの	1.00	
2		表面のさび落とし及びペンキの塗替を必要とするもの又は火災を受けたが、変形のないもの	0.90		
3		火災を受け、母(も)屋、梁(はり)等に多少変形のあるもの	0.80		
4		さびのため鉄骨の縁端の断面が二分の一程度に減少したもの又は不同沈下等によつて傾斜を生じたもの	0.70		
5		火災を受け小屋組が変形しているが、修理可能なもの	0.55		
6		さびのため鉄骨の断面が四分の三程度に減少したもの	0.50		
7		火災を受け全体に変形を生じているが、修理可能なもの	0.35		
8		主要構造部の鉄骨の断面が二分の一程度に減少したもの	0.20		
9		さびのため全断面が二分の一程度に減少したもの	0.05		
10	火災を受け全体が大きく変形し、修理不可能なもの又はさびのため断面の減少により構造体に変形をきたし、危険状態にあるもの	0			
部			コンクリートブロック造及びれんが造		
	1	損耗のないもの	1.00		
	2	床版のコンクリートがはく離したもの	0.90		
	3	小屋組部分に多少の損耗があるもの又は火災を受けコンクリート部分の被覆がはく離したもの	0.80		
	4	壁体に小き裂を生じたもの(セメントで修理可能なもの)	0.70		
	5	小屋組の取替を要するもの	0.60		
	6	構造主材の断面が三分の一程度に欠損したもの	0.40		
	7	き裂が多く、控柱で補強の必要のあるもの	0.25		
	8	コンクリートで全体にわたつて補強を要するもの	0.10		
	9	危険状態又は使用不能で改築を要するもの	0		
基礎	不同沈下等による軸部の損耗は、主体構造部において減点する。地盤の一般的な沈下に対しては、使用上さしつかえない限り一応減点を行わない。くいの損耗も一応考慮しないものとする。				
外部仕上、内部仕上、床仕上、天井(びょう)仕上			それぞれの部分における1.0平方メートル当評点数がテラゾー現場研(とざ)普通の標準評点数に達しないもの	それぞれの部分における1.0平方メートル当評点数がテラゾー現場研(とざ)普通の標準評点数以上のもの	
	1	損耗のないもの	1.00	1.00	
	2	脱落の恐れのないはだ別れ、目地き裂、毛状き裂又は周囲に間げきを生じたもの	0.90	0.85	
	3	清掃不能の汚染のあるもの	0.80	0.70	
	4	特に汚染の著しいもの又は表面仕上の喪失したもの	0.65	0.50	
	5	浅いき裂、そうこん等の多く生じているもの	0.55	0.45	
	6	浮き上りの著しいもの(おうとつ)の著しいもの	0.50	0.40	
	7	磨耗により表面のおうとつの著しいもの	0.40	0.30	
	8	き裂、そうこんが著しく、かつ深いもの又は変質、腐しよくの著しいもの	0.25	0.20	
	9	はく離、欠損が二分の一以上に及んでいるもの	0.20	0.15	
	10	き裂が浮き上り、変質、腐しよくのため脱落の大きいもの	0.15	0.10	
	11	外部仕上、内部仕上、床仕上及び天井(びょう)仕上の全く欠損したもの	0	0	
屋 根 仕 上	1	損耗のないもの	1.00		
	2	防水層押えにき裂のあるもの	0.90		
	3	各種樋(とい)の接続不良、取付金物の損耗又は塗装のはく離したもの	0.80		
	4	各種樋(とい)の腐しよく又は喪失して排水不能のもの、防水層押えのき裂の著しいもの、瓦(かゝら)、鉄板等の締付金具の損耗したもの又は変形を生じたもの	0.70		
	5	防水層押えの浮き上りの著しいもの又は喪失したもの	0.60		
	6	瓦(かゝら)、鉄板等の変形の著しいもの	0.50		
	7	豪雨の際に部分的に軽微な雨漏の生じているもの又は防水層の浮き上り、流出の著しいもの	0.40		
	8	部分的に軽微な雨漏の生じているもの、瓦(かゝら)、鉄板等の損耗、腐しよくしているもの又は防水層が浮き上り、風化しているもの	0.30		
	9	部分的に雨漏を生じているもの、瓦(かゝら)、鉄板等下地とともに損耗、腐しよくしたもの又は防水層が浮き上り、風化し、毛状き裂の著しいもの	0.15		

			10	全面に雨漏を生じているもの又は防水層が浮き上り、風化著しくき裂大なるもの	0		
建 具					スチール製	木製	
			1	損耗のないもの	1.00	1.00	
			2	建具がゆるみ、建具金物の修理を要するもの（ただし取替不要）又はガラスの破損したもの	0.90	0.85	
			3	塗装がはがれて、荒さび又は木はだのでているもの	0.80	0.75	
			4	建具金物が損耗し、取替を要するもの	0.70	0.65	
			5	建具部材の折損しているもの又は部分的にさびの著しいもの	0.60	0.60	
			6	建具のわくのわい曲しているもの	0.45	0.35	
			7	わい曲又はさび付著しく、修理不能のもの	0.30	0.20	
			8	建具わくの部材の大半が腐しよく、切断しているもの	0.15	0.10	
9	建具のわくの大部分が腐しよく、喪失したもの	0	0				
特殊設備			1	損耗のないもの	1.00		
			2	小部分の修理を要するもの	0.90		
			3	張替、スプリングの取替を要するもの	0.75		
			4	台のみ残し、全部の取替を要するもの	0.50		
			5	全部の取替を要するもの	0		
建 築 設 備	電 気 設 備	器 具	1	消耗極く軽微なもの	0.70		
			2	コードの取替を要するもの	0.50		
		3	器具の取替を要するもの	0.20			
		4	器具、コードの取替を要するもの	0			
		配 線	1	損耗の極く軽微なもの	0.30		
	2		ガラス等の取替を要するもの	0.25			
	3		電線の取替を要するもの	0.15			
	4		パイプの取替を要するもの	0.10			
	5		パイプ、電線の取替を要するもの	0			
	冷 暖 房 設 備	器 具	1	損耗のないもの	0.20		
2			バルブ等の取替を要するもの	0.19			
3		ラジエーター等の塗替を要するもの全部の取替を要するもの	0.15				
4		全部の取替を要するもの	0				
配 管	1	損耗のないもの	0.80				
	2	塗替を要するもの	0.70				
	3	保温材の取替を要するもの	0.55				
	4	全部の取替を要するもの	0				
衛 生 設 備	給 水 設 備	器 具 配 管	1	取替を要するもの	0.50		
			2	取替を要するもの	0.50		
	排 水 設 備	器 具 配 管	1	取替を要するもの	0.40		
			2	取替を要するもの	0.60		
	衛 生 器 具 設 備	器 具 配 管	1	取替を要するもの	0.50		
			2	取替を要するもの	0.50		
	排 風 機 設 備 、 天 井 （ <small>（おぼ）</small> ）			1	損耗のないもの	1.00	
				2	配線の取替を要するもの	0.95	
3				羽根の取替を要するもの	0.85		
4				配線と羽根の取替を要するもの	0.80		
5				モーターの取替を要するもの	0.20		
6				モーターと配線の取替を要するもの	0.15		
7				モーターと羽根の取替を要するもの	0.05		
8				全部の取替を要するもの	0		
運 搬 設 備	エ レ ベ ー タ ー		1	損耗のないもの	1.00		
			2	接点の摩耗、パネのゆるみ、自動調整の狂いのあるもの又は塗り替えを要するもの	0.95		
			3	モーターの取替を要するもの	0.85		
			4	かごの取替を要するもの	0.80		
			5	全部の取替を要するもの	0		
ダ ム ウ エ タ ー			1	損耗のないもの	1.00		
			2	各種の部品的修理を要するもの	0.95		
			3	モーターの取替を要するもの	0.85		
			4	かごの取替を要するもの	0.75		
			5	全部の取替を要するもの	0		

備	エ ス タ カ レ	1	損耗のないもの	1.00
		2	ハンドレール（手摺(柵)）の取替を要するもの	0.95
		3	モーターの取替を要するもの	0.85
		4	全部の取替を要するもの	0
	ベン ル ペ ア コ ー	1	損耗のないもの	1.00
		2	モーターの取替を要するもの	0.85
		3	ベルトの交換を要するもの	0.80
		4	全部の取替を要するもの	0
	メ ー ル ト シ	1	損耗のないもの	1.00
		2	部材の折損又は部分的にさびの著しいもの	0.60
		3	大部分の腐しよく、喪失したもの	0
	気 送 管	1	損耗のないもの	1.00
2		取替を要するもの	0	

別表第十五 耐用年数に応ずる減価率表（償却資産関係・略）

参考：告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続の一部を改正する件
（昭和47年12月28日 自治省告示第304号）

自治省告示第三百四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（昭和三十八年自治省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、昭和四十八年度分の固定資産税から適用する。

昭和四十七年十二月二十八日

自治大臣 江崎 真澄

目次中「第4節 期末帳簿価値を基礎として価額を求める償却資産にかかる評価の特例」を「第4節 期末帳簿価値を基礎として価額を求める償却資産にかかる評価の特例」を「第5節 経過措置」に改める。

第二章第一節三2(4)ア(ア)中「昭和37年1月現在の」を削る。

第二章第二節二中「この場合において、木造家屋評点基準表の1及び2の(1)から(10)までにかかるものそれぞれについては、当該市町村において適用すべき木造家屋評点基準表を定め、当該木造家屋評点基準表によって木造家屋の再建築費評点数を求めるものとする。」及び「この場合において、木造家屋評点基準表のうち1及び2の(1)から(10)までにかかるものについては、当該市町村において適用するものとされている木造家屋評点基準表を適用するものとする。ただし、当該市町村に所在する木造家屋の構造の状況からみて必要があるときは、当該市町村に所在する木造家屋の構造の状況に応じ、当該市町村以外の市町村において適用するものとされている木造家屋評点基準表のうちから当該市町村において適用すべきものを定めて適用することができるものとする。」を削り、同節二4(2)中「昭和37年1月現在の」を削り、同節四1(2)の表を次のように改める。

率	積雪地域の率	寒冷地域の率
1 級 地	百分の七	百分の五
2 級 地	百分の十二	百分の八
3 級 地	百分の十二	百分の十
4 級 地	百分の十五	百分の十三
5 級 地	百分の十七	百分の十五
6 級 地	百分の二十	——
7 級 地	百分の二十二	——
8 級 地	百分の二十五	——

第二章第三節二3の表中

「 (2) 基礎工事 建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根伐(び)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭(くい)打地業、潜函(か)地業及び割栗(り)地業等をいう。 」 を

「 (2) 基礎工事 建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根伐(び)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭(くい)打地業、潜函(か)地業及び割栗(り)地業等をいう。 」 に、
 (3) 外周壁骨組 建物の外周壁の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。 」

「 (3) 間仕切骨組 (4) 外部仕上 (5) 内部仕上 (6) 床仕上 (7) 天井(じょう)仕上げ (8) 屋根仕上 (9) 建具 (10) 特殊設備 (11) 建築設備 (12) 仮設工事 (13) その他の工事 」 を 「 (4) 間仕切骨相 (5) 外部仕上 (6) 内部仕上 (7) 床仕上 (8) 天井(じょう)仕上 (9) 屋根仕上 (10) 建具 (11) 特殊設備 (12) 建築設備 (13) 仮設工事 (14) その他の工事 」 に、

「(1) から (12)」を「(1) から (13)」に改め、同節二4(2)中「昭和37年1月現在の」を削る。
第二章第4節を次のように改める。

第4節 経過措置

- 一 固定資産税に係る昭和48年度における在来分の家屋の評価に限り、第1節から前節までによつて求めた家屋の価額が、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件（昭和47年自治省告示第304号）による改正前のこの章の規定によつて求めた家屋の価額（沖縄県の区域内の市町村に所在する家屋にあつては、沖縄の復帰に伴う地方税法の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第161号）第13条第8項の規定により読み替えて適用される地方税法第403条第1項の規定により、沖縄の市町村税法（1954年立法第64号）第83条第1項の固定資産評価基準に準じて決定された当該家屋の昭和47年度の価額。以下「当該家屋の昭和47年度の価額」という。）をこえるものについては、当該家屋の昭和47年度の価額によつてその価額を求めるものとする。
- 二 市町村長は、一によつて固定資産税に係る昭和48年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税上きわめて不相当と認められる場合においては、第1節から前節までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の昭和47年度の価額を著しくこえない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 三 固定資産税に係る昭和48年度における新增分の家屋の評価に限り、第1節から前節までによつて求めた家屋の価額が第1節から前節まで又は一若しくは二によつて求める在来分の家屋の価額との間で著しく均衡を失すると認められる場合においては、第1節から前節まで又は一若しくは二によつて求めた在来分の家屋の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 四 固定資産税に係る昭和48年度から昭和50年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当りの価額は、第1節三にかかわらず、自治大臣が別に指示する金額を基礎として市町村長が定めるものとする。
第三章第四節一 中「又は第51条」を「、第51条又は第51条の2」に改める。
第三章に次の一節を加える。

第5節 経過措置

昭和47年4月1日以前に取得された償却資産で、沖縄県の区域内の市町村が昭和47年度分の固定資産税を課したものの昭和48年度における評価は、第1節二又は三にかかわらず、沖縄の復帰に伴う地方税法の適用の特別措置等に関する政令第13条第8項の規定により読み替えて適用される地方税法第403条第1項の規定により、沖縄の市町村税法第83条第1項の固定資産評価基準に準じて決定された当該償却資産の昭和47年度の価額から当該償却資産の昭和47年度の価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額の12分の9に相当する額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

別表第八及び別表第九を次のように改める。

別表第八 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物普通建

※略：上記評価基準と同じ。

2 専用住宅用建物普通建以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1専用住宅用建物普通建の例によつて、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- (1) 専用住宅用建物町家建
- (2) 専用住宅用建物長屋建
- (3) 共同住宅用建物
- (4) 寄宿舎用建物
- (5) 併用住宅用建物
- (6) 漁業者住宅用建物
- (7) 農家住宅用建物
- (8) 養蚕住宅用建物
- (9) 蚕室用建物
- (10) 酪農舎用建物
- (11) 煙草乾燥場用建物
- (12) ホテル用建物
- (13) 普通旅館・料亭(い)用建物
- (14) 団体旅館用建物
- (15) 簡易旅館用建物
- (16) 待合用建物
- (17) 事務所用建物
- (18) 銀行用建物
- (19) 店舗用建物
- (20) 劇場用建物
- (21) 映画館用建物
- (22) 公衆浴場用建物
- (23) 病院用建物
- (24) 工場用建物
- (25) 倉庫用建物
- (26) 付属家用建物
- (27) 簡易付属家用建物
- (28) 土蔵用建物

別表第九 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

※略：上記評価基準と同じ(2から9までも同様)。

- 2 漁業者住宅、農家住宅及び養蚕住宅用建物
- 3 ホテル、旅館、料亭(い)及び待合用建物
- 4 事務所、銀行及び店舗用建物
- 5 劇場、映画館及び病院用建物
- 6 浴場用建物
- 7 工場及び倉庫用建物
- 8 土蔵用建物
- 9 付属家

別表第十中「トタン」を「亜鉛鉄板」に、「ベニヤ」を「合板」に改める。

別表第十二及び別表第十三を次のように改める。

別表第十二 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物

※略：上記評価基準と同じ。

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1事務所、店舗、百貨店用建物の例によつて、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- (1) 住宅、アパート用建物

- (2) 病院、ホテル用建物
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物
- (4) 銀行用建物
- (5) 工場、倉庫、市場用建物
- (6) 水力発電所用建物
 - ア 発電機室関係建物
 - イ 配電機室関係建物
- (7) 住宅用コンクリートブロック造建物
- (8) 軽量鉄骨造建物
 - ア 住宅、アパート用建物
 - イ 工場、倉庫、市場用建物
 - ウ 事務所、店舗、百貨店等用建物

別表第十三 非木造家屋経年減点補正率基準表

1 事務所、銀行用建物及び2～7以外の建物

※略：上記評価基準と同じ(2から7までも同様)。

- 2 住宅、アパート用建物
- 3 店舗及び病院用建物
- 4 百貨店、ホテル、旅館、料亭(い)、待合、劇場及び娯楽場用建物
- 5 市場用建物
- 6 公衆浴場用建物
- 7 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物

(1) 一般用のもの((2)及び(3)以外のもの)

(2) 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷凍倉庫用のもの及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの

(3) 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

別表第十四外部仕上、内部仕上、床仕上、天井(い)仕上の項中「3.3平方メートル」を「1.0平方メートル」に改め、同表建築設備の項中「リフト・ダムウエーター」を「ダムウエーター」に改める。

備考：No.08 昭和47年12月28日告示第304号一部改正・主要部分新旧対照表

改正後 (No.08 昭和47年12月28日告示第304号改正)	改正前 (No.06 昭和44年12月27日告示第201号改正後)
<p>第4節 経過措置</p>	<p style="text-align: center;">第4節 経過措置</p> <p>一 昭和39年度から昭和41年度までの各年度における各個の家屋の再建築費評点数については、市町村は、その実情に応じ、第2節二及び三並びに第3節二によるほか、次によつて算出してもさしつかえないものとする。</p> <p>1 木造家屋と非木造家屋の別に、当該市町村に所在する家屋をその実態に応じ構造、規模、程度等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき家屋を標準家屋として選定するものとする。</p> <p>2 標準家屋について、第2節二若しくは第3節二によつて、再建築費評点数を付設するものとする。</p> <p>3 標準家屋以外の家屋で当該標準家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下「比準家屋」という。)について、当該比準家屋と当該標準家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準家屋の再建築費評点数に比準して再建築費評点数を付設するものとする。</p> <p>二 固定資産税にかかる昭和39年度における家屋の評価に限り、第1節から第3節まで又は本節一によつて求めた家屋の価額が、自治大臣が固定資産の評価に関し示した従前の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「従前の固定資産評価基準」という。)に準じて市町村長が決定した当該家屋の価額をこえるものについては、市町村長が従前の固定資産評価基準に準じて決定した当該家屋の価額によつてその価額を求めるものとする。</p> <p>三 第1節から第3節まで又は本節一及び二によつて固定資産税にかかる昭和39年度における各個の家屋の価額を求める場合においては、市町村における在来分の家屋の新増分の家屋相互間の評価の均衡等各個の家屋相互間の評価の均衡を総合的に考慮するものとする。</p> <p>四 固定資産税に係る昭和42年度における家屋の評価に限り、市町村長が本節二によつてその価額を求めた家屋については、第1節から第3節までによらず、本節二によつて求めた家屋の価額(家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別な事情がある家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し又は控除した価額)に基づき、これにその後の年数の経過を考慮して市町村長が定める減価補正率を乗じて得た価額によつて、その価額を求めるものとする。この場合において、当該家屋が別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表又は別表第13非木造家屋経年減点補正率基準表(以下「経年減点補正率基準表」という。)に掲げる経過年数欄の末尾の欄の年数を経過したものであるときは、本節二によつて求めた当該家屋の価額によつてその価額を求めるものとする。</p> <p>五 固定資産税に係る昭和42年度における家屋の評価に限り、昭和38年1月2日から昭和41年1月1日までの間に新築された家屋の新築後の年数の経過に応ずる減価については、当該家屋について第2節又は第3節に定める経年減点補正率を適用して求めた価額と本節四の適用を受ける家屋について本節四によつて求めた家屋の価額との間で著しく均衡を失ふこととなると認められる場合においては、第2節又は第3節に定める経年減点</p>

- 一 固定資産税に係る昭和48年度における在来分の家屋の評価に限り、第1節から前節までによって求めた家屋の価額が、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件（昭和47年自治省告示第304号）による改正前のこの章の規定によって求めた家屋の価額（沖縄県の区域内の市町村に所在する家屋にあつては、沖縄の復帰に伴う地方税法の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第161号）第13条第8項の規定により読み替えて適用される地方税法第403条第1項の規定により、沖縄の市町村税法（1954年立法第64号）第83条第1項の固定資産評価基準に準じて決定された当該家屋の昭和47年度の価額。以下「当該家屋の昭和47年度の価額」という。）をこえるものについては、当該家屋の昭和47年度の価額によってその価額を求めるものとする。
- 二 市町村長は、一によって固定資産税に係る昭和48年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税上きわめて不適当と認められる場合においては、第1節から前節までによって求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の昭和47年度の価額を著しくこえない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 三 固定資産税に係る昭和48年度における新增分の家屋の評価に限り、第1節から前節までによって求めた家屋の価額が第1節から前節まで又は一若しくは二によって求めらるる在来分の家屋の価額との間で著しく均衡を失すると認められる場合においては、第1節から前節までによって求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の昭和47年度の価額を著しくこえない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。
- 四 固定資産税に係る昭和48年度から昭和50年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当りの価額は、第1節三にかかわらず、自治大臣が別に指示する金額を基礎として市町村長が定めるものとする。

- 補正率によらず、本節四の減価補正率との均衡を考慮して市町村長が別に定める減価補正率によることのできるものとする。
- 六 市町村長は、本節四又は五によつて昭和42年度の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他本節四又は五によつて昭和42年度の価額を求めることが固定資産税の課税上極めて不適当であると認められる場合においては、第1節から第3節までによって求めた家屋の価額に基づき、本節四又は五によつて求めた価額を著しくこえない範囲内において、各個の家屋相互間の評価の均衡を考慮してその価額を求めることのできるものとする。
- 七 固定資産税に係る昭和45年度における家屋の評価に限り、市町村長が本節四によつてその価額を求めた家屋及び市町村長が本節六によつてその価額を求めた家屋で昭和38年1月1日以前に建築されたものについては、第1節から第3節までによらず、本節四又は六によつて求めた当該家屋の価額（家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し又は控除した価額。以下同じ。）に基づき、これにその後の年数の経過を考慮して市町村長が定める減価補正率を乗じて得た額（その額が当該家屋について経年減点補正率基準表に掲げる経過年数欄の末尾の欄の年数を経過したものとして第1節から第3節までによって求めた価額以下となるときは、当該年数を経過したものとして第1節から第3節までによって求めた価額）によつて、その価額を求めるものとする。この場合において、当該減価補正率を適用して求めた当該家屋の価額が第1節から第3節までによつて求めた当該家屋の価額をこえるものについては、第1節から第3節までによつて求めた当該家屋の価額によつて、その価額を求めるものとする。ただし、本節四又は六によつて求めた当該家屋の価額が経年減点補正率基準表に掲げる経過年数欄の末尾の欄の年数を経過したものとして第1節から第3節までによつて求めた価額以下となるものについては、本節四又は六によつて求めた当該家屋の価額によつて、その価額を求めるものとする。
- 八 固定資産税に係る昭和45年度における家屋の評価に限り、昭和38年1月2日から昭和44年1月1日までの間に新築された家屋の経過年数に応ずる減価については、当該家屋について第2節又は第3節に定める経年減点補正率を適用して求めた価額と本節七の適用を受ける家屋について本節七によつて求めた家屋の価額との間で著しく均衡を失することとなると認められる場合においては、第2節又は第3節に定める経年減点補正率によらず、本節七の減価補正率との均衡を考慮して市町村長が別に定める減価補正率によるものとする。
- 九 市町村長は、本節七又は八によつて昭和45年度の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他本節七又は八によつて昭和45年度の価額を求めることが固定資産税の課税上極めて不適当であると認められる場合においては、第1節から第3節までによつて求めた家屋の価額に基づき、本節七又は八によつて求めた価額を著しくこえない範囲内において、各個の家屋相互間の評価の均衡を考慮してその価額を求めることのできるものとする。
- 十 固定資産税に係る昭和42年度から昭和47年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当りの価額は、第1節三にかかわらず、自治大臣が別に指示する金額を基礎として市町村長が定めるものとする。

別表第八 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物普通建

(表略)

2 専用住宅用建物普通建以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1専用住宅用建物普通建の例によつて、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 専用住宅用建物町家建 | (不明) |
| (2) 専用住宅用建物長屋建 | (不明) |
| (3) 共同住宅用建物 | (不明) |
| (4) 寄宿舎用建物 | (不明) |
| (5) 併用住宅用建物 | (不明) |

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物普通建（関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県をいう。以下同様とする。）の市町村において適用するもの。）

(表略)

2 専用住宅用建物普通建（関東地方の市町村において適用するもの以外のもの。）及び専用住宅用建物普通建以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1専用住宅用建物普通建（関東地方の市町村において適用するもの。）の例によつて、それぞれ、北海道地方、東北地方及び北陸地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。）関東地方、東海地方及び近畿地方（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。）、中国地方及び四国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域をいう。）並びに九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。）の別に、当該各地方の市町村において適用すべき木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- | | |
|---|------|
| (1) 専用住宅用建物普通建（1専用住宅用建物普通建（関東地方の市町村において適用するもの。）にかかるとを除く。） | (不明) |
| (2) 専用住宅用建物町家建 | (不明) |
| (3) 専用住宅用建物長屋建 | (不明) |
| (4) 共同住宅用建物 | (不明) |
| (5) 寄宿舎用建物 | (不明) |

- (6) 漁業者住宅用建物 (不明)
- (7) 農家住宅用建物 (不明)
- (8) 養蚕住宅用建物 (不明)
- (9) 蚕室用建物 (不明)
- (10) 酪農舎用建物 (不明)
- (11) 煙草乾燥場用建物 (不明)
- (12) ホテル用建物 (不明)
- (13) 普通旅館、料亭(てい)用建物 (不明)
- (14) 団体旅館用建物 (不明)
- (15) 簡易旅館用建物 (不明)
- (16) 待合用建物 (不明)
- (17) 事務所用建物 (不明)
- (18) 銀行用建物 (不明)
- (19) 店舗用建物 (不明)
- (20) 劇場用建物 (不明)
- (21) 映画館用建物 (不明)
- (22) 公衆浴場用建物 (不明)
- (23) 病院用建物 (不明)
- (24) 工場用建物 (不明)
- (25) 倉庫用建物 (不明)
- (26) 付属家用建物 (不明)
- (27) 簡易付属家用建物 (不明)
- (28) 土蔵用建物 (不明)

- (6) 漁業者住宅用建物 (不明)
- (7) 併用住宅用建物 (不明)
- (8) 農家住宅用建物 (不明)
- (9) 養蚕住宅用建物 (不明)
- (10) 蚕室用建物 (不明)
- (11) 酪農舎用建物 (不明)
- (12) 煙草乾燥場用建物 (不明)
- (13) ホテル用建物 (不明)
- (14) 普通旅館、料亭(てい)用建物 (不明)
- (15) 団体旅館用建物 (不明)
- (16) 簡易旅館用建物 (不明)
- (17) 待合用建物 (不明)
- (18) 事務所用建物 (不明)
- (19) 銀行用建物 (不明)
- (20) 店舗用建物 (不明)
- (21) 劇場用建物 (不明)
- (22) 映画館用建物 (不明)
- (23) 公衆浴場用建物 (不明)
- (24) 病院用建物 (不明)
- (25) 工場用建物 (不明)
- (26) 倉庫用建物 (不明)
- (27) 付属家用建物 (不明)
- (28) 簡易付属家用建物 (不明)
- (29) 土蔵用建物 (不明)

別表第十二 非木造家屋再建築費評点基準表

- 1 事務所、店舗、百貨店用建物 (表略)
- 2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物
自治大臣は、次に掲げる建物について、1 事務所、店舗、百貨店用建物の例によつて、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。
 - (1) 住宅・アパート用建物 (不明)
 - (2) 病院・ホテル用建物 (不明)
 - (3) 劇場・娯楽場用等のホール型建物 (不明)
 - (4) 銀行用建物 (不明)
 - (5) 工場・倉庫・市場用建物 (不明)
 - (6) 水力発電所用建物
 - ア 発電機室関係建物 (不明)
 - イ 配電機室関係建物 (不明)
 - (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明)
 - (8) 軽量鉄骨造建物
 - ア 住宅・アパート用建物 (不明)
 - イ 工場・倉庫・市場用建物 (不明)
 - ウ 事務所・店舗・百貨店等用建物 (不明)

別表第12 非木造家屋再建築評点基準表

- 1 事務所、店舗、百貨店用建物 (表略)
- 2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物
自治大臣は、次に掲げる建物について、1 事務所、店舗、百貨店用建物の例によつて、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。
 - (1) 住宅、アパート用建物 (不明)
 - (2) ホテル、病院用建物 (不明)
 - (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物 (不明)
 - (4) 銀行用建物 (不明)
 - (5) 工場、倉庫、市場用建物 (不明)
 - (6) 水力発電所用建物 (不明)
 - (7) 住宅コンクリートブロック造建物 (不明)
 - (8) 軽量鉄骨造建物 (不明)